

令和 3 年 第 5 回定例会

新 地 町 議 会 会 議 録

令和 3 年 9 月 3 日 開会

令和 3 年 9 月 16 日 閉会

新 地 町 議 会

令和 3 年第 5 回新地町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月3日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のための議場出席者	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
陳情等の報告	6
常任委員会所管事務調査の報告	6
議案の報告上程	6
提案者の説明	6
諮問第 8 号の質疑、採決	1 5
議案第 6 4 号の質疑、採決	1 5
監査委員の報告、質疑	1 7
決算審査特別委員会の設置	1 9
決算審査特別委員会正副委員長の選任	2 0
散 会	2 1

第 2 号 (9月14日)

議事日程	2 3
出席議員	2 4
欠席議員	2 4
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	2 4

職務のための議場出席者	2 4
開 議	2 5
一般質問	2 5
2 番 寺 島 博 文 議員	2 5
6 番 吉 田 博 議員	3 4
7 番 寺 島 浩 文 議員	4 4
散 会	5 6

第 3 号 (9月15日)

議事日程	5 7
出席議員	5 8
欠席議員	5 8
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5 8
職務のための議場出席者	5 8
開 議	5 9
一般質問	5 9
5 番 八 巻 秀 行 議員	5 9
10 番 井 上 和 文 議員	6 9
散 会	8 2

第 4 号 (9月16日)

議事日程	8 3
出席議員	8 5
欠席議員	8 5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	8 5
職務のための議場出席者	8 5
開 議	8 6
日程の追加	8 6
議案の報告上程	8 6
提案者の説明	8 6
議案第65号の質疑、討論、採決	8 7
議案第66号の質疑、討論、採決	8 8
議案第67号の質疑、討論、採決	8 8

議案第68号の質疑、討論、採決	89
議案第69号の質疑、討論、採決	89
議案第84号の質疑、討論、採決	90
議案第85号の質疑、討論、採決	91
議案第86号の質疑、討論、採決	92
議案第87号の質疑、討論、採決	92
議案第70号の質疑、討論、採決	95
議案第71号の質疑、討論、採決	95
議案第72号の質疑、討論、採決	96
議案第73号の質疑、討論、採決	96
議案第74号の質疑、討論、採決	97
議案第75号の質疑、討論、採決	97
議案第76号の質疑、討論、採決	98
議案第77号～議案第83号の委員長報告、質疑、討論、採決	98
議発第3号の上程、説明、質疑、採決	101
議員派遣の件について	102
閉会中の継続審査の申し出	103
閉会中の所管事務等調査の申し出	103
町長の挨拶	103
閉 会	104

新地町告示第 26 号

令和 3 年第 5 回新地町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 8 月 20 日

新地町長 大 堀 武

1 期 日 令和 3 年 9 月 3 日

2 場 所 新地町議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	藤	田		修	議員	2 番	寺	島	博	文	議員
3 番	齋	藤	充	明	議員	4 番	水	戸	洋	一	議員
5 番	八	巻	秀	行	議員	6 番	吉	田		博	議員
7 番	寺	島	浩	文	議員	8 番	目	黒	静	雄	議員
9 番	菊	地	正	文	議員	10 番	井	上	和	文	議員
11 番	三	宅	信	幸	議員	12 番	遠	藤		満	議員

不応招議員（なし）

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和３年第５回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第１号）

令和３年９月３日（金曜日）午前１０時開会

- 第 １ 会議録署名議員の指名
- 第 ２ 会期の決定
- 第 ３ 諸般の報告
- 第 ４ 陳情等の報告
- 第 ５ 常任委員会所管事務調査の報告
- 第 ６ 議案の報告上程
- 第 ７ 提案者の説明
- 第 ８ 諮問第 ８号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 ９ 議案第６４号 新地町教育委員会委員の任命について
- 第 10 議案第７７号 令和２年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第７８号 令和２年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第７９号 令和２年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第８０号 令和２年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第８１号 令和２年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第８２号 令和２年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第８３号 令和２年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（12名）

1 番	藤 田	修 議員	2 番	寺 島	博 文 議員
3 番	齋 藤 充	明 議員	4 番	水 戸 洋	一 議員
5 番	八 卷 秀	行 議員	6 番	吉 田	博 議員
7 番	寺 島 浩	文 議員	8 番	目 黒 静	雄 議員
9 番	菊 地 正	文 議員	10 番	井 上 和	文 議員
11 番	三 宅 信	幸 議員	12 番	遠 藤	満 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 堀	武
副 町 長	岡 崎	利 光
教 育 長	佐 々 木	孝 司
総務課長兼 会計管理 者	泉 田	晴 平
企画振興課長	小 野	和 彦
税 務 課 長	佐 藤	茂 文
町 民 課 長	大 堀	勝 文
健康福祉課長	菅 野	正 浩
農林水産課長 兼農業委員 事 務 局 長	岡 田	健 一
建 設 課 長	小 野	好 生
都市計画課長	加 藤	伸 二
教育総務課長	目 黒	佳 子
代表監査委員	横 山	薫

職務のための議場出席者

事 務 局 長	佐 藤	武 志
書 記	菅 野	智 佳
書 記	岡 田	義 仁

午前 10 時 00 分 開 会

◎開会の宣告

○遠藤 満議長 ただいまから令和 3 年第 5 回新地町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は 12 名であります。

◎議事日程の報告

○遠藤 満議長 次に、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○遠藤 満議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、

3 番 齋 藤 充 明 議員及び

4 番 水 戸 洋 一 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○遠藤 満議長 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日から 9 月 16 日までの 14 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から 9 月 16 日までの 14 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○遠藤 満議長 日程第 3、諸般の報告については事務局長から報告させます。

佐藤武志事務局長。

○佐藤武志事務局長 ご報告申し上げます。

初めに、議会閉会中の動向につきましては、諸般の報告その 2 として、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、監査の結果の受理であります。一般会計及び特別会計の例月出納検査が令和 2 年度 5 月

分及び令和 3 年度 5 月分、6 月分、7 月分並びに定期監査の実施結果の報告がありましたので、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、町長より提出されました議案の受理であります。諮問第 8 号及び議案第 64 号から議案第 83 号までの 21 件が提出されております。

また、令和 2 年度新地町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、令和 2 年度継続費精算の報告について及び新地スマートエネルギー株式会社の経営状況についてが提出されておりますので、お手元に配付をいたしております。

次に、一般質問の通告の受理であります。2 番、寺島博文議員をはじめ 5 名の議員から 12 件の通告がありましたので、これらは執行機関に送付をいたしております。

以上であります。

◎陳情等の報告

○遠藤 満議長 日程第 4、陳情等の報告を行います。

今期定例会までに受理した陳情は 2 件で、陳情第 5 号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情については、郵送のため、印刷してお手元に配付しております。陳情第 6 号 手話言語条例に関する陳情書については、産業厚生常任委員会に付託したので、報告します。

次に、要請書について報告します。今回受理した要請書の件数は 1 件で、沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」からの要請書は、印刷してお手元に配付しております。

◎常任委員会所管事務調査の報告

○遠藤 満議長 日程第 5、常任委員会所管事務調査の報告については、総務文教、産業厚生各常任委員会委員長から、所管事務調査の報告書が提出されておりますので、それぞれ印刷してお手元に配付しております。

◎議案の報告上程

○遠藤 満議長 日程第 6、議案の報告上程については、町長から提出された諮問第 8 号及び議案第 64 号から議案第 83 号までの 21 件を上程いたします。

◎提案者の説明

○遠藤 満議長 日程第 7、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 本日ここに、令和 3 年第 5 回新地町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、8 月 13 日からの停滞前線の影響により、長野県、広島県及び九州北部などでは、記録的な大雨に見舞われ、河川の増水・氾濫や土砂災害等で甚大な被害が発生しました。犠牲となられた方に対しましてご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に対し、お見舞いを申し上げ、一刻も早い復旧・復興を願うものであります。

この活発な前線や低気圧の影響により、当町においても 8 月 14 日から 3 日間にわたり大雨警報が発令されました。降り始めからの雨量は、119 ミリメートルを記録しましたが、幸いにも人的・物的ともに被害の発生はありませんでした。引き続き、台風や大雨などの災害対応に備えてまいります。

さて、本定例会には、別添附議事件でお示しをいたしましたとおり、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてなど、21 件の議案等についてご提案いたしております。

議案の説明に先立ち、行政の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

国の防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正を踏まえ、改定作業に着手しております新地町地域防災計画については、7 月 28 日に新地町防災会議を開催し、福島県をはじめ、関係する 25 の機関の方々に委員を委嘱し、具体的な改定議論を始めたところであります。

また、6 月 22 日には、防災活動や地域活性化の向上を目的に、日本郵便株式会社と包括的連携に関する協定を締結いたしました。

日常の防災活動をはじめ、大規模災害時の対応等で連携強化を図ってまいります。

消防関係では、当初予定されておりました、第 43 回福島県消防操法相馬地方大会及び第 43 回福島県消防操法大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年引き続き中止となりました。

次に、企画振興課関係について申し上げます。

5 年に 1 度行われる令和 2 年国勢調査の速報値が公表されました。当町では人口が 7,910 人、世帯数が 2,749 世帯で、前回調査から人口が 308 人の減少、世帯数は 50 世帯の増加となりました。

今年は釣師浜海水浴場を 7 月 21 日から 8 月 16 日まで開設し、途中、低温に見舞われたことや 8 月 13 日からの停滞前線の影響で、来場者は 3,200 人となりました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止により 2 年ぶりの開設でありましたが、関係機関のご協力をいただき、事故もなく無事終了することができました。

また、8 月 7 日には遊海しんち実行委員会による、本年 2 月発生の福島県沖地震からの再建と新型コロナウイルス収束を願う打ち上げ花火を福田・新地・駒ヶ嶺地区の 3 箇所のほか陸上競技場で行い、3 密を避けるため町民の皆様には、自宅などから花火の観覧をしていただきました。

新地南工業団地に立地する株式会社ソーカについては、7月27日工場新築工事の地鎮祭が行われ、来年8月の操業開始に向け工事に着手いたしました。

次に、町民課関係について申し上げます。

7月は社会を明るくする運動の強調月間となっており、7月1日に関係団体参加による街頭・広報活動を行ったところです。また、保育所・児童館を利用している子どもたちに啓発キャラクターのぬりえ作品の展示や、啓発チラシを全戸に配布するなど、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域となるよう運動の推進に努めました。

7月16日から7月25日まで、子どもと高齢者の交通事故防止を運動の基本に夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動を展開し、交通事故防止の啓発活動に努めました。福田保育所改築事業については、8月20日に安全祈願祭を執り行い、来年2月の完成に向けて建築工事に着手いたしました。

本年2月発生の福島県沖地震による災害廃棄物処理事業については、新地駅東側に仮置きしていた災害ごみは8月末に搬出処分が完了いたしました。被災家屋の解体事業については、9月2日に、公費解体分の入札を行ったところであり、解体による発生材は、仮置場内で中間処理を施した後、各最終処分施設に搬出することとしております。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

新型コロナワクチン接種につきましては、ワクチン接種希望者への集団接種を医療機関、医療従事者の協力の下、6月11日から8月27日までの48日間にわたり、保健センター・改善センターで実施いたしました。5月から6月にかけて実施した高齢者施設での巡回接種も含め、延べ1万1,925回の接種を行っております。

接種状況は、住所地外接種や個別接種を含めて8月末日現在、1回目接種が65歳以上で2,517名、接種率約92パーセント、12歳から64歳で3,707名、約83パーセント、全体で約87パーセントとなっております。

2回目接種が65歳以上で2,468名、約91パーセント、12歳から64歳で3,596名、約81パーセント、全体で約84パーセントとなっております。

集団接種で接種できなかった方や、改めて希望する方には、菅野医院、渡辺病院、公立相馬総合病院での個別接種で対応してまいります。

また、12歳以上の小学6年生については、菅野医院及び公立相馬総合病院での個別接種を実施中であります。

9月18日に予定しておりました令和3年度敬老会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年同様規模を縮小し、長寿杯、長寿夫婦杯及び金婚夫婦表彰の贈呈式として、9月22日に改善センターで開催を予定しています。

次に、農林水産課関係について申し上げます。

農政関係につきましては、食の安全・安心及び風評被害対策として、自家消費農産物の放射性物

質検査を継続して実施しており、検査結果は広報紙等で公表しております。

今年度は8月末で11件の検査を実施しています。なお、基準値を超過した農産物はありませんでした。

有害鳥獣被害対策につきましては、農地への侵入防止対策として電気柵の補助5件、捕獲隊によりイノシシ75頭を捕獲しております。

今年度の水稲関係では、8月5日公表の水稲の生育情報で、出穂期が平年より早まり、草丈は長く、茎数は少なくなっております。

また、本年2月発生の福島県沖地震による、農地・農業用施設災害復旧工事につきましては、今年度の完了に向け実施中であり、関係機関と連携しながら基幹産業の振興を図ってまいります。

次に、建設課関係について申し上げます。

復興交付金を活用し、事業を進めてまいりました岡、小川両地区の歩道整備や大戸浜地区の避難道整備、復興関連工事に起因し、損傷した道路の修復工事については、全て完了いたしました。

本年2月発生の福島県沖地震による道路災害につきましては、その後の余震などにより、増加した箇所も含め復旧工事を行っております。現在、応急仮復旧工事なども含め、約半数が完了したところではありますが、引き続き、早期復旧に努めてまいります。

現在通行止めとなっている、国道113号大沢峠での土砂崩れにつきましては、8月20日の広報紙配布に併せて、お知らせをしましたとおり、福島県相双建設事務所において、秋頃の片側交互通行に向け、6月に工事に着手し現在、復旧工事を進められております。

次に、都市計画課関係について申し上げます。

本年2月発生の福島県沖地震の被災者支援関係につきましては、8月末現在において、ブロック塀撤去補助申請件数22件、住宅の応急修理制度申請件数629件、屋根耐風改修事業補助申請件数84件、非住家の修理・解体補助申請件数71件となっております。なお、応急修理制度の申込み期限は令和3年10月31日まで、応急修理完成期限が令和3年12月31日まで延長されております。

災害復旧関係につきましては、8月2日に町営住宅の災害査定を受け、愛宕町営住宅ほか13団地139戸の災害復旧工事を発注いたしました。

また、公共下水道の被災延長は、4,389メートルであり、災害復旧工事については、9月2日に入札を行ったところであります。農業集落排水事業の各施設の災害査定については、9月21日に行われる予定であり、準備が整い次第、発注を進めてまいります。

次に、教育総務課関係について申し上げます。

小中学校においては、7月21日から8月21日までの夏季休業期間中は、事故もなく第2学期がスタートしております。

7月14日から18日まで開催された福島県中学校体育大会には、尚英中学校から5競技に出場し、柔道女子個人戦では2名が3位入賞、卓球男子個人戦ではベスト8に入賞し、東北大会出場を果た

しました。

また、8月25日に行われた相馬地方英語弁論大会では、尚英中学校から3名が出場し、暗唱の部で4位、創作の部では1位と3位となり、1位の生徒は本日9月3日に行われる県大会に出場します。

基礎学力向上では、中学2、3年生を対象に夏期特別講座として、相馬高等学校から講師を迎えトライ塾を開催し、学力向上に努めました。

生涯学習関係につきましては、次代を担う青少年の健全育成の一環として、去る7月19日に、文化交流センターにおいて、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で第25回新地町少年の主張大会を開催し、小学生6名、中学生3名の皆さんから、毎日の生活の中で感じていること、考えていること、社会や世界に向けての意見、未来への希望や提案について、それぞれ貴重な意見が発表されました。

本年2月発生の福島県沖地震に伴う、小中学校施設災害復旧につきましては、順次発注を進め、復旧工事に着手しているところであり、工期内完成に向けて鋭意努力してまいります。

また、総合公園施設につきましては、9月2日に入札を行ったところであり、来年3月末完成をめどに工事を進めてまいります。

続きまして、本日提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

初めに、諮問第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員1名が令和3年12月31日で任期が満了となることから、新地町駒ヶ嶺字新町42番地、村上勝則氏を引き続き適任者として推薦したいので、人権擁護員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第64号 新地町教育委員会委員の任命につきましては、教育委員会委員1名が令和3年9月30日で任期が満了となることから、新地町大字埴木崎字作田156番地の1、小林成子氏を引き続き、適任者として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第65号 福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例の制定につきましては、福島復興再生特別措置法及び福島復興再生特別措置法第26条等の地方税の課税免除、又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、風評被害に対応するための特定事業活動の指定を受けて施設等を新設又は増設した事業者に対して課する固定資産税の課税免除の措置を講ずるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第66号 福島復興再生特別措置法に基づく新産業創出等推進事業における固定資産税の課税免除に関する条例の制定につきましては、福島復興再生特別措置法、及び福島復興再生特別措置法第26条等の地方税の課税免除、又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、福島イノベーション・コースト構想の重点分野に係る、新産業創出等推進事業の認

定を受けて施設等を新設または増設した事業者に対して課する固定資産税の課税免除の措置を講ずるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第67号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、対象施設の設置期限を設定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号 新地町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきましては、東日本大震災復興特別区域法、及び東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、対象設備に課する固定資産税の課税免除等の適用期限を延長するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第69号 新地町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料に係る手数料の規定を削除するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第70号 令和 3 年度新地町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 1 億 4,700 万円を増額し、歳入歳出それぞれ 83 億 3,800 万円とするものであります。

歳入補正の主なものとしては、減収補填特例交付金の地方特例交付金で 190 万円、公立学校施設災害復旧費国庫補助金 266 万 6,000 円などの国庫支出金で 363 万 6,000 円、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金 1,000 万円、農業系汚染廃棄物処理事業補助金 846 万 7,000 円、浜の活力再生・成長促進交付金 1,000 万円などの県支出金で 2,904 万 6,000 円、財政調整基金繰入金で 4,990 万 4,000 円、繰越金で 2,989 万 7,000 円、雑入として諸収入が 131 万 7,000 円、災害復旧事業の町債で 3,130 万円をそれぞれ増額しております。

歳出補正の主なものでは、議会費で、人事異動による人件費 215 万 4,000 円を増額、総務費で財政調整基金積立金を 3,000 万円、エネルギーセンター修繕費 300 万円、光ケーブルの支障物件移転工事費など電子行政費 599 万円、防犯灯設置工事費 131 万 7,000 円、町税の還付金で 100 万円をそれぞれ増額、民生費は国民健康保険特別会計繰出金 144 万 2,000 円、民間保育施設への施設型給付費 160 万円、放課後児童健全育成用備品で 100 万円をそれぞれ増額、衛生費は人件費 133 万円を増額、農林水産業費は農業系汚染廃棄物処理業務 846 万 7,000 円、藤崎第 2 排水機場の機能保全計画策定業務 1,010 万円、荷捌き施設復旧工事で 2,000 万円をそれぞれ増額、商工費は海釣り公園の指定管理料 700 万円を増額、土木費は公共下水道事業特別会計繰出金 1,517 万円、高齢者にやさしい住まいづくり助成事業 72 万円をそれぞれ増額、教育費は総合体育館設備修繕費 410 万円を増額、災害復旧費は町道の災害復旧工事 2,000 万円、学校施設災害復旧工事監理業務で 400 万円をそれぞれ増額、予備費に 400 万円を増額しております。

次に、議案第71号 令和３年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出それぞれ667万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ９億395万7,000円とするものであります。

歳入補正としましては、国保基金利子として財産収入で１万3,000円、一般会計繰入金で144万2,000円、前年度決算による繰越金で522万2,000円を増額するものであります。

歳出補正としましては、人件費として総務費で144万2,000円、国保基金積立金で403万7,000円、償還金として諸支出金で119万8,000円を増額するものであります。なお、本補正予算は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第72号 令和３年度新地町介護保険特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,239万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ８億6,339万1,000円とするものであります。

歳入補正としましては、前年度分の支払基金交付金で31万9,000円、前年度決算による繰越金で3,660万3,000円を増額し、現年度分の保険料として453万1,000円を減額するものです。

歳出補正としては、基金積立金で1,332万3,000円、過年度歳入返還金の諸支出金で1,906万8,000円をそれぞれ増額補正するものであります。

なお、本補正予算は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第73号 令和３年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入歳出それぞれ８万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ１億7,178万8,000円とするものであります。

歳入補正としましては、前年度決算による繰越金で８万8,000円を増額し、歳出補正では、保険料支出金として後期高齢者医療広域連合納付金に８万8,000円を増額するものであります。

次に、議案第74号 令和３年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,160万円を追加し、歳入歳出それぞれ８億8,810万円とするものであります。

歳入補正としましては、一般会計からの繰入金で1,517万円、前年度決算による繰越金で643万円を増額するものであります。

歳出補正では、人件費として下水道総務費で60万円、下水道工事請負費として下水道事業費で2,100万円を増額するものであります。

次に、議案第75号 令和３年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出それぞれ8,130万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ１億4,380万2,000円とするものであります。

歳入補正としましては、前年度決算による繰越金で586万5,000円、災害復旧事業の国庫支出金で3,573万7,000円、災害復旧事業債として町債で3,970万円を増額するものであります。

歳出補正では、災害復旧工事費として、下水道総務費で7,547万4,000円、予備費で582万8,000円

を増額するものであります。

次に、議案第76号 令和3年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ38万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億8,008万5,000円とするものであります。

歳入補正としましては、前年度決算による繰越金で38万5,000円を増額し、歳出補正では、予備費で38万5,000円を増額するものであります。

次に、議案第77号から議案第83号までの7議案につきましては、令和2年度新地町一般会計及び各特別会計の決算認定議案であります。

各会計決算については、監査委員からの審査意見書並びに主要な施策の成果説明書でお示しをしておりますので、概要のみについて申し上げます。

なお、財政健全化法による健全化判断比率、及び資金不足比率につきましては、全ての指標で基準内の比率となっております。

初めに、議案第77号 令和2年度新地町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額93億1,382万9,000円、歳出決算額は86億4,939万6,000円、歳入歳出差引残額は6億6,443万3,000円ですが、繰越明許費が9億3,460万8,000円で、うち翌年度への繰越財源が6億453万6,000円となっており、実質収支額は5,989万7,000円となっております。

歳入は前年度より9億9,574万9,000円が増額しております。

主なものでは、特別定額給付金事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫支出金が10億279万7,000円、繰越金が1億5,779万9,000円の増となっておりますが、震災復興特別交付税などの地方交付税が2億8,976万1,000円、農地災害復旧事業費県補助金などの県支出金が1億453万8,000円の減となっております。

歳出は、前年度より、8億2,256万6,000円を増額となりました。

主なものでは、民生費で8億6,433万8,000円、衛生費で1億4,790万6,000円が増となりましたが、商工費で666万4,000円、土木費で3億1,691万8,000円、災害復旧費で2,680万4,000円の減となっております。

主な事業としては、第6次新地町総合計画策定業務、ふくしま森林再生事業、社会資本整備総合交付金事業、福田分譲住宅地整備事業、GIGAスクール構想によるICT機器整備事業などを実施しました。

新型コロナウイルス感染症に対応する事業では、特別定額給付金事業や持続化給付金町単独事業、がんばる新地の飲食店応援事業などで地域経済対策と、公共的空間安全・安心確保事業で公共施設などへオゾン発生装置やアルコール消毒液を設置し、感染対策を実施しました。

本年2月発生の福島県沖地震に対応する事業では、被災世帯へのブルーシートなどの配布、また災害見舞金を支給するなど迅速な災害対応に努めたところであります。

次に、議案第78号 令和２年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で８億9,492万8,000円、歳出決算額で８億7,870万6,000円、歳入歳出差引残額は1,622万2,000円となっております。歳入は国民健康保険税、県支出金、繰越金が減となりましたが、国庫支出金は増となっております。

歳出では保険給付費や基金積立金などが減となっております。

次に、議案第79号 令和２年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で９億4,771万3,000円、歳出決算額で９億1,110万9,000円、歳入歳出差引残額は3,660万4,000円となっております。

歳入では、支払基金交付金、繰入金、繰越金などが増となっておりますが、国県支出金などが減となっております。

歳出では、居宅介護サービス費、施設介護サービス費、地域支援事業などが増となっておりますが、高額介護サービス費などが減となっております。

次に、議案第80号 令和２年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で１億7,760万9,000円、歳出決算額で１億7,752万円、歳入歳出差引残額は８万9,000円となっております。

歳入では、繰入金、過年度負担金などで諸収入が減となりましたが、後期高齢者保険料、繰越金が増となっております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が減となり、一般会計への繰出金で諸支出金などが増となりました。

次に、議案第81号 令和２年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で４億5,930万6,000円、歳出決算額で４億127万4,000円、歳入歳出差引残額は5,803万2,000円となっておりますが、繰越明許費の翌年度への繰越財源が4,300万円、事故繰越の繰越財源が760万2,000円となっており、実質収支額は743万円となっております。

歳入では、繰入金、諸収入が増となり、分担金及び負担金、繰越金が減となっております。

歳出では、災害復旧費などで下水道総務費、下水道維持費が増となっております。

次に、議案第82号 令和２年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で6,169万4,000円、歳出決算額で5,532万9,000円、歳入歳出差引残額は636万5,000円となっております。

歳入では、繰入金、県支出金が減となりましたが、繰越金が増となっております。

歳出では、下水道維持費が減となりましたが、下水道事業費が増となっております。

次に、議案第83号 令和２年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で２億4,545万9,000円、歳出決算額で7,389万円、歳入歳出差引残額は１億7,156万9,000円となっております。

歳入では株式会社ソーカへの土地売却収入で財産収入などが増となりましたが、繰越金は減となっております。

歳出では公債費が増となっております。

以上、提出いたしました議案について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○遠藤 満議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時46分 休 憩

午前11時15分 再 開

○遠藤 満議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第8号の質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第8、諮問第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について意見を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 意見がなければ、適任と認めて答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認めて答申することに決定いたしました。

◎議案第64号の質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第9、議案第64号 新地町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議案第64号についてを採決します。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入口を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○遠藤 満議長 ただいまの出席議員数は、議長を除いて11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に11番、三宅信幸議員及び1番、藤田修議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○遠藤 満議長 念のため申し上げます。本案に同意することについて賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○遠藤 満議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

〔投 票〕

○遠藤 満議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。11番、三宅信幸議員及び1番、藤田修議員の開票立会いをお願いします。

〔開 票〕

○遠藤 満議長 投票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 ゼロ票

有効投票のうち

賛 成 11票

反 対 ゼロ票

以上のとおり全員賛成であります。

したがって、議案第64号 新地町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○遠藤 満議長 本日、令和 2 年度の決算審査報告のため、横山薫代表監査委員に出席を求めています。

入室のため、暫時休憩をいたします。

午前 11 時 27 分 休 憩

午前 11 時 27 分 再 開

○遠藤 満議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎監査委員の報告、質疑

○遠藤 満議長 日程第10、議案第77号 令和 2 年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第78号 令和 2 年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号 令和 2 年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第80号 令和 2 年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第81号 令和 2 年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第82号 令和 2 年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第83号 令和 2 年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての 7 件を一括議題とします。

ここで、決算に対する監査委員の審査意見について説明を求めます。

横山薫代表監査委員。

〔横山 薫代表監査委員登壇〕

○横山 薫代表監査委員 おはようございます。私から、令和 2 年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況等の審査結果及び財政健全化等の審査意見を一部朗読をもってご報告申し上げます。

初めに、令和 2 年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況等の審査結果については、地方自治法第233条第 2 項及び同法第241条第 5 項の規定により審査に付され、その事業の執行状況及び内容等について審査した結果、次のとおり意見をつけて報告します。

審査の対象は、令和 2 年度新地町一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、新地南工業団地整備事業特別会計の 7 会計の歳入歳出決算、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況について、本年 8 月 3 日から 4 日間にわたり、役場103会議室で審査を実施しました。

次に、審査の基本方針ですが、町長から提出された各会計歳入歳出決算書及び附属書類について、

計数の正確性を検証するとともに、各担当課から内容を聴取しながら、予算の執行状況、実質収支、財産の管理及び基金の運用状況が適法性、効率性、有効性に基づいて適正に履行されているかどうかを主眼として、定期監査及び例月出納検査等の結果も考慮し、審査を行いました。

審査の結果については、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに実質収支等の関係書類は法令の規定に準拠して作成され、計数も正確であると認めました。

財産に関する調書については、公有財産、債権及び基金の計数はいずれも正確であると認めました。

基金の運用状況については、基金設置の目的に沿って適正に運用されており、計数も正確であると認めました。

工事・委託・備品購入業務について、抽出により書類を審査した結果、関係法令に基づき執行されたものと認めました。

次に、審査意見として、次の事項については留意されるよう要望いたします。

歳入については、町税全体で21億8,263万円で前年度より684万円の増となりました。そのうち、町民税が個人住民税などが減少したため、486万円の減、固定資産税は1,124万円の増となりました。収納状況につきましては、現年課税分が99.3パーセントと前年と同様の高い徴収率となっており、滞納繰越分は35.8パーセントで、前年度と比較すると8.3パーセント増加しています。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、税の公平・平等と財源確保の観点から、引き続き納税意識の啓発及び徴収率の向上と滞納額の縮減に、なお一層の努力を期待します。

次に、予算執行についてですが、令和2年度は、繰越明許額が9億3,460万円、不用額が5億6,300万円と多額となっております。

予算の積算内容を検証し、適切な予算額の計上と、計画的な事業管理及び適正な事業執行に努めていただきたい。

なお、入札等で不調となった事例が多々見受けられるので、予算額の見積方法を見直し、適切な予算額の算定に努められたい。

次に、基金の運用状況については、基金設置の主旨が充分達成されるよう、常に利用状況を把握するとともに、適正かつ効率的な運用に努めていただきたい。

全体を通して、さらに緊張感のある内部統制を強化し、各課とも法令・例規・条例などに基づく正規取扱いの徹底と予算の効率的な執行を要望します。

以下、8月6日に審査を行いました工事・委託及び備品購入契約事務関係の抽出一覧表、そして特別会計を含む各会計の決算状況を取りまとめました。

さらに、各会計ごとの決算状況、実質収支に関する調書、財産に関する調書については、記載のとおりですので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上で、歳入歳出決算関係の報告を終わります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和２年度財政健全化等審査意見についてであります。同法第３条第１項及び第22条第１項の規定により審査に付された令和２年度決算における健全化判断比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見をつけて報告します。

初めに、審査の概要ですが、町長から提出された健全化判断比率、その算定基礎事項を記載した書類並びに資金不足比率、その算定基礎事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

次に、審査の結果における総合意見ですが、審査に付されました健全化判断比率、その算定基礎事項を記載した書類並びに資金不足比率、その算定基礎事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

以下、各比率の区分、早期健全化基準及びこれらに対する比率並びに個別意見については、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

最後に、是正・改善を要する事項については、特に指摘すべき事項はありませんでしたが、２月に発生した福島県沖地震では震度６強の揺れに襲われ、役場庁舎をはじめとする公共施設の被災、約1,500棟にも及ぶ住家の被害をもたらし、今もなお復旧作業が続いています。

また、東京オリンピックが開催され、日本全体が感動に包まれましたが、いまだに新型コロナウイルス感染症の拡大は私たちの生活を脅かし、感染への不安、自粛ムードの高まり、これによる経済活動の停滞など、町民生活と経済が重大な危機にさらされている状況にあります。さらに、これから９月、10月と台風の被害が予想されます。

このような深刻な局面において、支援を必要とする方々に寄り添い、町民生活、地域経済活動の平常化のため、今後も事態の推移と国及び県の支援策を最大限活用した対策を講じるとともに、町独自の施策を検討し、必要な施策の充実を図ってもらいたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中ではありますが、職員の職場環境や体調管理については充分留意され、第６次新地町総合計画に基づく町づくりを使命感を持って達成されることを期待いたします。

以上で、報告を終わります。

令和３年９月３日、新地町代表監査委員、横山薫。

○遠藤 満議長 代表監査委員の説明が終わりました。

これより決算審査意見に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

◎決算審査特別委員会の設置

○遠藤 満議長 お諮りします。

議案第77号から議案第83号までの令和2年度決算認定7件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号から議案第83号までの令和2年度決算認定7件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しました。

◎決算審査特別委員会正副委員長の選任

○遠藤 満議長 次に、決算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りします。

本特別委員会の正副委員長の選任については、議会運営委員会で協議の結果、決算審査特別委員会委員長に11番、三宅信幸議員、同じく副委員長に6番、吉田博議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員長に11番、三宅信幸議員、同じく副委員長に6番、吉田博議員を選任することに決定しました。

ここで、決算審査特別委員会委員長に挨拶を求めます。

三宅信幸決算審査特別委員会委員長。

〔三宅信幸決算審査特別委員会委員長登壇〕

○三宅信幸決算審査特別委員会委員長 ただいま決算審査特別委員会委員長に選任されました三宅信幸です。一言ご挨拶を申し上げます。

決算審査は、予算が適正に執行されているかどうかを審査し、その成果を検証するもので、今後の行政課題の解決に大変重要なものであると考えております。結果、決算審査は長丁場になりますが、吉田博副委員長とともに力を合わせ、円滑な運営に努めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前１１時４４分 散 会

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和３年第５回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第２号）

令和３年９月１４日（火曜日）午前１０時開議

第 １ 一般質問

２ 番 寺 島 博 文 議員

- １．通学路の安全点検について
- ２．スーパーマーケット誘致について
- ３．町民からの意見・要望について

６ 番 吉 田 博 議員

- １．公営住宅等の管理・運営体制について
- ２．異常気象の中で防災計画等の見直しの必要性について

７ 番 寺 島 浩 文 議員

- １．企業誘致促進を
- ２．６次化による農業・漁業の振興策について

出席議員（１２名）

１番	藤田	修	議員	２番	寺島	博	文	議員
３番	齋藤	充	明	議員	４番	水戸	洋	議員
５番	八巻	秀	行	議員	６番	吉田	博	議員
７番	寺島	浩	文	議員	８番	目黒	静	議員
９番	菊地	正	文	議員	１０番	井上	和	議員
１１番	三宅	信	幸	議員	１２番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理	泉田	晴平
企画振興課長	小野	和彦
税務課長	佐藤	茂文
町民課長	大堀	勝文
健康福祉課長	菅野	正浩
農林水産課長 兼農業委員会 事務局長	岡田	健一
建設課長	小野	好生
都市計画課長	加藤	伸二
教育総務課長	目黒	佳子

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武志
書記	菅野	智佳
書記	岡田	義仁

午前 10 時 00 分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。

◎一般質問

- 遠藤 満議長 日程第 1、一般質問を行います。

演台でのマスクを外しての質問及び答弁を認めます。なお、自席での質問及び答弁は、マスクの着用をお願いします。

通告順に発言を許します。

2 番、寺島博文議員。

〔2 番 寺島博文議員登壇〕（拍手）

- 2 番寺島博文議員 おはようございます。受付番号 1 番、議席番号 2 番、寺島博文でございます。
さきに通告しております 3 点、9 件について順次質問してまいります。よろしくお願いいたします。

通学路の安全確保についての 1 点目、今年 6 月、千葉県八街市において下校中の小学生の列に大型トラックが突っ込み、5 人が死傷するという大変痛ましい事故がありました。酒気帯び運転していたという事故ではございますが、この通学路については、保護者並びに P T A から再三にわたり歩道整備についての要望が出されていたとのことです。意向を受けて国交省から通学路の総点検を行うようにと通知が出ております。通学児童の安全確保のため、当町でも通学路の総安全点検を行うべきではないか伺いいたします。

2 点目、通学児童の安全確保のため、全通学路歩道整備を進めるべきでないか伺いします。

3 点目、特に駒ヶ嶺新地線町道は、ここ数年で格段に交通量が増えており、大変危険であります。また、自転車通学者と車との接触事故も目撃されており、近隣住民からも歩道整備を要望する声があります。通学児童を交通事故から守るため、早急に歩道整備すべきでないか伺いいたします。

2 件目、スーパーマーケットの誘致についての 1 点目、第 6 次総合計画時における町民アンケート調査では、第 1 位に買物の利便性について約 77 パーセントの人が不満を感じているというデータがあります。町民は、スーパーマーケットの誘致を強く望んでいるという結果であります。当町におけるスーパーマーケットの誘致活動の現状と課題について伺いいたします。

2 点目、一般的に誘致をする場合、好条件、優遇政策がないとなかなか進出していただけません。町独自の優遇政策について伺いいたします。

3 点目、公設民営方式を導入すべきではないかということですが、公設民営方式を導入し、スーパーマーケットの誘致を加速すべきではないか伺いいたします。

3 件目、町民からの意見・要望についての 1 点目、新地町全体の意見、要望が出しやすくするた

め、町長への手紙を新しくつくり、意見、要望を受け付け、その内容をよく吟味の上町政に反映させるべきでないかお伺いいたします。

2点目、各公共施設の問題点について、意見、要望をタイムリーに把握するため、意見箱を設置し、要望を伺うべきでないかと思います。

3点目、自然災害などの有事の際は、速やかに役場庁舎内に総合案内窓口を開設し、住民サービスの向上に努めるべきでないかお伺いします。去る2月13日の福島県沖地震で被災し、役場に相談や行政手続に行ったところ、どの部署に行ったらよいのか分からなく、困ったという相談がありました。今後も起こり得る自然災害において、有事の際には役場庁舎1階に総合案内窓口を速やかに開設し、町民に寄り添った対応をすべきだと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 2番、寺島博文議員の質問にお答えいたします。

初めに、通学路の安全点検についての1点目、通学路の総安全点検を行うべきではないか伺うについてですが、今年6月28日、千葉県八街市の市道で下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、男女5人が死傷した事件は記憶に新しいところであります。この痛ましい事故を受け、現在学校、地域、教育委員会、道路管理者、警察等が合同で通学路の総点検を行い、交通安全のための緊急対策を全国規模で行っております。新地町では、今までも通学路の安全点検は継続して行っておりましたが、近年において全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生した事案を踏まえ、通学路の実態把握のために関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な安全対策内容についてより強化を図ることで関係機関と協議し、実践しております。その後、継続して通学路の安全確保に向けた取組を行うために、国、県、町行政及びPTA等の関係機関で連携体制を構築し、新地町通学路交通安全プログラムを策定いたしました。昨年度は、コロナ禍により規模を縮小しての実施となりましたが、本年は本プログラムに基づいて国、県、町行政及びPTA等の関係機関と合同で通学路点検を行っており、本年度も1学期に学校やPTA及び地域各位から要望の聞き取りを済ませ、来る10月21日に実施する運びとなっております。今後も、子どもたちの大切な命を守るために通学路の安全対策を関係機関の協力を仰ぎながら計画的、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の通学路の歩道整備を進めるべきではないか伺う及び第3点の特に駒ヶ嶺新地線町道は交通量が多く、大変危険である。早期の歩道化を進めるべきではないか伺うについてですが、歩道の設置につきましては、道路構造令を基にした新地町町道の構造の技術的基準を定める条例に従い、歩行者の交通量が多い、または安全かつ円滑な交通確保するために必要がある2車線の道路には地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き歩道を設置することとしてお

ります。1車線の道路につきましては、基本的には歩道の設置は行っておりませんが、自動車や軽車両、歩行者の往来が多い通学路につきましては、状況に応じて歩道の設置を行っております。また、歩道の設置以外でも、交通安全対策としてU字溝への蓋がけやドライバーに注意喚起を促すためのラバーボールの設置、路肩舗装部のカラー化などにより歩道空間を確保する事業にも取り組んでおります。現在歩道の設置は、計画または実施している線は富倉赤柴線、浜北大坂下線、駒ヶ嶺停車場高田線及び駒ヶ嶺新地線の4路線であります。このうち質問にあります駒ヶ嶺新地線につきましては、1車線の道路ではありますが、小中学校が沿線にあるため、通学児童生徒や送迎車両が多く、加えて国道6号と並行する路線であるため、朝夕の通勤時間帯にはさらに交通量が多くなる状況になっております。このような路線につきましては、今ほど申し上げたとおり、整備方針に合致することから歩道の設置を行っているところであり、昨年度は特に道幅が狭く、自動車が渋滞し、通学児童生徒の通行に支障を来している駒ヶ嶺町地区と距離が取れず見通しが悪いカーブがある富倉地区について、早期完成を目指し事業を進めているところであります。交通安全の確保は、歩道設置などのハード事業や啓発活動のソフト事業、そして何よりもドライバー一人ひとりが交通ルールを遵守、行動することが重要であります。今後も各機関と連携し、交通安全対策に努めてまいります。

次に、2、スーパーマーケット誘致についての1点目、誘致活動の現状と課題について伺うについてですが、当町では東日本大震災後、新地駅周辺地区津波復興拠点整備事業により商業施設用地を造成し、誘致を進めております。令和2年7月にドラッグストアチェーンを運営している株式会社薬王堂と基本協定を締結し、令和3年3月5日、事業区域内に薬王堂新地店がオープンしました。日用品の買物の場として多くの町民の皆様にご利用されております。町民の皆様からの要望の大きいスーパーマーケットについては、各方面で誘致活動を進めており、各社社内で条件分析なども含め出店について検討はしていただきますが、出店決定には至っていない現状であります。出店を検討していただいた事業者の方からお話をお聞きますと、商圈人口が少ないことが大きな要因であり、収益に影響するとのことでもあります。また、コロナ禍もあり、インターネット販売の需要が拡大していることから、小売業全体の新規出店が減少傾向という話も聞かれております。

次に、2点目の誘致活動における町独自の優遇施策は何か伺うについてですが、この事業区域については、福島観光復興促進特区の指定を受けており、課税の特例として事業税、固定資産税、不動産取得税の課税免除等があります。また、町独自の優遇制度として、令和2年12月に事業用地の一定期間の無償貸付制度を創設しました。これらの優遇制度をPRしながら、引き続きスーパーマーケットの誘致を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の公設民営方式を取り入れ、企業誘致を加速すべきでないか伺うについてですが、県内では東京電力福島第一原発事故による避難指示が解除された浪江町や楡葉町など買物環境が特に課題となっている地域で行政の費用負担により公設民営方式を採用しているところがあります。

公設民営方式は、施設整備費を行政が負担することになります。町としては、町の費用負担を可能な限り抑えるため、民設民営方式で進めたいと考えております。町独自の優遇施策として事業用地の一定期間の無償貸付制度を創設しましたので、これらや特区制度など税制優遇施策をPRしながら民設民営方式でのスーパーマーケット誘致に向け引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、町民からの意見・要望についての1点目、町長への手紙を新しくつくり、町民への意見、要望を受け付け、行政に反映させるべきではないか伺うについて及び2点目の意見箱を各公共施設に設置し、町民の意見、要望を把握すべきでないか伺うについてですが、町では令和3年度を初年度とする第6次新地町総合計画を策定し、新たなまちづくりを進めております。計画策定に当たっては、まちづくり懇談会や各種団体懇談会、町民アンケート調査などに加え、広く町民の意向をお聞きするため、総合計画策定委員会を開催したほか、未来を担う子どもたちの意見を聞くため、未来の新地小中学生作文コンクールを実施するなど、計画に反映させるため多くの皆様から数々のご意見、ご提言等をいただきました。さらには、総合計画審議会及び町議会の皆様にご審議をいただき、計画を策定いたしました。そのほか、毎年公共事業として開催しているまちづくり懇談会では、町民の皆様から貴重なご意見をいただき、町政の執行に反映させていただいているところであります。また、各地区から行政区長や地区長を通じていただく意見や要望についても行政に反映させていただいているほか、町長への意見や要望として町に文書が送付されたもの等についても、その都度対応しているところであります。以前は、町ホームページのメールで意見募集をしていたことがありましたが、行政に直接関係のないご意見やご質問、宣伝活動や営利目的のもの、個人や団体を誹謗中傷するものや公序良俗に反するものなどもありました。意見や提言の募集については、匿名ではなく氏名を明らかにしていただいた上で建設的なご意見、ご提言をいただき、町政に反映させてまいりたいと考えております。町民からの意見、要望をお聞きする機会として、町長への手紙や意見箱の設置も手法の一つであります。これらも含め、今後どのような手法で公共事業を進め、建設的なご意見やご提言をいただき、町政に反映させていく手段として検討してまいりたいと考えております。

次に、災害などの有事の際は速やかに役場庁舎内に総合案内窓口を設置し、住民サービスの向上に努めるべきではないか伺うについてですが、大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合などについては、速やかに町災害対策本部を設置し、その対策に当たっており、刻一刻と変化する被害状況を災害対策本部で集約し、適切、迅速に防災行政無線等を通じて町民にお知らせしているところであります。このような大規模災害発生直後の緊急時においては、総合案内窓口を設置して職員を配置するよりも、災害対策本部で情報を整理の上、町民の皆様や被災された方々への情報提供や対応に当たるべきと考えております。災害後の被災者対応では、各種支援制度などについて防災行政無線や町ホームページ、広報紙等で周知し、その上で担当課で各種手続の対応となっ

ております。被災者が円滑に混乱なく手続きができることが大切ですので、支援制度が多岐にわたる場合は、対象となる方が多数想定されるなど災害の種類や程度によっては総合案内窓口を設置することも今後の検討の一つとして考えてまいりたいと思います。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 ご答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきたいと思います。

通学路の総安全点検を行うべきでないかについて、新地町通学路交通安全プログラムに基づいて、関係機関と合同で毎年通学路点検を実施しているということですが、安全点検後の対策としては、具体的にはどのようなことを行っているのかお聞きしたいと思います。

○遠藤 満議長 目黒佳子教育総務課長。

○目黒佳子教育総務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

安全点検実施後の具体的な対策ということでございますが、まずソフト面での対策といたしましては、通学路の見直しを行い、変更等を行っております。また、保護者、関係機関等による交通安全指導の強化、さらには警察への防犯パトロールの強化の依頼等を行っております。また、ハード面の対策といたしましては、町建設課や国、県とも連携しながら通学路の歩道の整備、またガードパイプの設置、横断歩道等のラインの引き直しなど各危険箇所の実態に応じ安全対策を行っております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 毎年安全点検を行い、いろんな対策を講じているということが分かりました。本来ならば、このような安全点検というのは朝夕の通学、あるいは下校時間帯に行うのが望ましいと思いますが、なかなかそれは難しいことだと思います。今年度の安全点検を10月21日に実施する予定ということですが、地震などの自然災害による事故なども想定した点検になっているのか伺いたいと思います。

○遠藤 満議長 目黒佳子教育総務課長。

○目黒佳子教育総務課長 自然災害で起こる事故なども想定しての点検を行っているかというご質問でございますけれども、教育委員会及び各小中学校では、年1回実施の通学路定期合同点検のほかに、新年度が始まる4月頃、あとは夏休み前にも通学路点検を行っております。さらに台風などの大雨の後や大きな地震の後にも行っておりまして、2月に発生いたしました福島県沖地震の際にも翌日に実施をしているところでございます。それらの随時点検並びに定期合同点検の際には、地震等で倒壊のおそれがあるブロック塀や門柱、空き家等の路上への危険性などの観点からも点検を行っております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 一番基礎になるのが安全点検でございます。いかに危険箇所を見極めるかが重要なポイントだと思います。ぜひしっかりとした点検をお願いしたいと思います。

次に行きます。2点目と3点目についてですが、答弁では要望路線の歩道整備は進めていると。それはどこかということ、駒ヶ嶺地区と富倉地区についてということだったと思います。そのほかの区域について、駒ヶ嶺新地線の中でも今一部のポイントですけれども、そのほかの区域、最近尚英中からNTT新地交換所まで歩道化されました。歩道にガードパイプですか、できて景観とかも、あと安全面も考えたポールで非常にいいなと。今後そういう歩道化された場合、そういったガードパイプがあれば非常にいいなと思います。そこで、現在私はNTT新地交換所から南オートショップ、そして丸三機械のところ、あのところ非常に危ない危険なところだと思うのですが、その辺の今後の歩道化についての予定があるのかどうかお聞きしたいと思うのです。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

NTTの交換所から南、丸三機械さんの場所までの間ではありますが、この間につきましても、PTAの連絡協議会でありますとか、地域、地区から要望が出ておりまして、町としましても駒ヶ嶺新地線の中でも危険度が高いというところは認識をしております。今現在答弁にもありましたように、駒ヶ嶺町地区と富倉地区の歩道整備について今進めておりますので、指摘のありました区間につきましても、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 歩道化進めていきたいということですので、早急に進めて計画していただきたいと思います。

歩道化となると、用地買収などあるので、なかなか進まないのが現実だろうと思います。今回の6月の事故を踏まえて、国、県ともに交通安全に対する機運といいますか高まっているこの時期に、用地買収とかなど交渉を進めていくべきだと思います。

次に行きます。2件目のスーパーマーケットの誘致についての1点目、要約すると誘致活動は行っているが、出店決定に至っていないと。その原因としては、商圈人口が少ない。あと、インターネット販売とか答弁があったと思います。これまで誘致活動を何社ぐらいと交渉したのか、その辺をお聞きしたいと思うのですが。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

これまで営業活動どのぐらいの会社と交渉したのかということでありまして、企業立地推進室でここ2年間で交渉してきたのは、7つの事業者と交渉を進めてきておりました。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 2年間で7事業者と交渉したとありました。なかなか一向に前に進んでいないのですけれども、これからどのような方法で誘致活動を進めていくのか、方針等ありましたらお聞かせください。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今後の部分については、先ほど答弁したとおりであります。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 確かに非常に難しい課題ですし、大変な活動だと思います。根気よく、粘り強く誘致活動をしてほしいと思います。

現在交渉している、あるいはこれから交渉する予定の事業者はありますか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

現在1事業者とやり取り始めて、より今後交渉を進めていく予定であります。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 話を進めているということでございます。ぜひ成立させてほしいと思います。期待したいと思います。

2点目、町独自の優遇政策について、答弁で復興促進特区による課税免除、それから町独自優遇制度で一定期間の無償貸付制度の創設とありました。この無償貸付制度ですけれども、さらに延長させることは可能なのでしょうか。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 その業者、業者を見て年数を決めるというのはいろいろ問題がありますので、それは適用する範囲の部分は今寺島議員が言われたとおり拡大するのであれば、適用した前の業者にも適用せざるを得ないだろう。やっぱりそうしないと公平性を欠くと。そういうことはできないと思っていますので、その辺はご理解をいただいて、どちらに転ぶかまだ私としても両方残しておきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 分かりました。

3点目行きます。公設民営方式を導入し、誘致を加速すべきでないかについて、先ほどの回答では公設民営では費用負担がかかるということで、民設民営で進めるという答弁だったと思います。スーパーマーケットの誘致については、前町長時代からも最重要課題として取り組んできた事案だ

と思います。しかし、いまだに現実のめどが立っておりません。もう一度お伺いします。公設民営方式を導入すべだと思いますが、どうですか。大堀町長、お願いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 公設民営で将来ともにやっていけるのであれば、そういうことも可能かと思いますが、町にとっての負担は相当なものだということを覚悟しながらやらなければという部分であります。

あと、前の町長は確かにいろいろやってきたと思いますが、あの拡大用地を造成から何か全部始まって、やっと企業誘致に乗り出しているという状況でありますので、そういった部分で公設民営というのは手段としては、方法としてはあり得ますが、当新地町では非常になじまないのではないかと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 次行きます。

町民からの意見・要望について、町長への手紙を新しくつくり町政にということで、先ほどの答弁では毎年まちづくり懇談会をしていると。それから、行政区長会、地区長からも意見を聞いている。また、直接町にきた文書とかにも対応しているとの答弁だったと思います。私は、1点目については新地町全体についての大きな問題、課題について、それから2点目は各公共施設の問題、課題についてよく町民から意見、要望を聞いて対応すべきでないかということで質問いたしました。町長への手紙については、確かにまちづくり懇談会を定期的に開催していただければ、それはそれで対応できるのではないかと思います。

ただ、2点目の意見箱については、各公共施設いろんなところありますけれども、離れ小島になっていたり、そういうこともありますので、私はそういう意見箱を置いてよく町民の意見をタイムリーに聞いたほうがいいのか。それを町政に生かしたほうがよりよい新地町をつくるのにいいのではないかなと思って質問しました。先ほど答弁にありましたけれども、当然匿名ではなくて記名で、かつ建設的な意見、要望でなければならないと思います。また、町行政に関係のないものや個人攻撃とか、誹謗、今SNSとかありますけれども、個人攻撃、誹謗中傷などはあってはならないと私も思います。今後いろいろ研究して検討したいという答弁がありましたけれども、町民の声を聞くという町長の公約でもありますので、改めて町長のお考えをお聞きしたいと思いますが、大堀町長お願いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 手紙は、手紙出してもらえればそれでいいと思っています。ただ、なかなか、今まで手紙で来た方は匿名です。そして、内容は非常に建設的ではなくて、ここにいう誹謗中傷に近いようなものということです。ですから、私のところに来る手紙はそれで受け付けしていますので、

いつでも。別にやらないというのではない。あとは、そういった意見箱、目安箱的なものは、私も検討していきたいということでもありますので、ただここをどこまで開いて、どこまでではその対応をしていくのか。回答をどうするのかというのは非常に大変な部分になってくると。それらを含めて、先ほど答弁したとおり検討していきたいということでもありますので、そのように回答させていただきます。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 いろいろ検討していますということですが、ここに相馬市の根岸議員見えていますけれども、相馬市で市長への手紙というのが定期的に発行されています。これ非常に便利でして、住所、名前、電話番号、あと要望事項です。それをあと簡単に折り畳むとすぐにポスト投函できるというようなことで、非常に素晴らしいと思っていますので、そういったことも、そういうのがあれば出しやすくなると思いますので、その辺も含めて検討いただければと思います。

それから、次に町民に寄り添った町政手続のためですけれども、3点目の災害などの有事の際は速やかに役場庁舎内に総合案内窓口を設置しということですが、確かに災害発生時は混乱しています。災害対策本部などの立ち上げで混乱しているかと思うのですが、その後いろいろ支援制度とか、そういうのは必要になってくると思います。今回2月13日に福島県沖地震があったのですが、そのときの例でいきますと、ごみ処理問題だとか、住宅被害の罹災証明だとか、いろいろ行政手続に来るのですが、住民がどこに行ったらいいかわからないというようなことがあって困惑したということです。もう一度お聞きしますが、先ほどはっきりした回答がちょっとあれだったのですが、総合案内窓口を設置して住民に寄り添った対応していただけるのか、もう一度その辺ははっきりお願いしたいと思います。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今回の災害の部分です。議員は、大きな自治体を参考にいろんなことを言っているかもしれませんが、我々小さい自治体では、現場の確認事項にてんやわんやになります。その辺もひとつ理解しておいて、その中で総合窓口設置できる時はしたいということでもあります。

はっきり言いまして、災害があれば職員はほとんど出て現場回りします。そういったことも充分考えながらぜひお願いしたい。町としても、そういった案内人をしていければということですが、なかなかそこまで今の人員体制の中では非常に厳しい部分があるのではないかと感じておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○遠藤 満議長 2番、寺島博文議員。

○2番寺島博文議員 事情がいろいろあると思います。そういう町民の声があるということも充分理解していただいて、そういう対応を今後お願いしたいと思いますので、ぜひ検討に加えてください。よろしくお願いいたします。

以上で一般質問終わります。

○遠藤 満議長 これで2番、寺島博文議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時44分 休 憩

午前10時55分 再 開

○遠藤 満議長 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

6番、吉田博議員。

〔6番 吉田 博議員登壇〕（拍手）

○6番吉田 博議員 議席番号6番、吉田博であります。通告に従って一般質問をいたします。

テレビ、ラジオ、新聞のニュースでは毎日、毎日コロナと自民党総裁選挙のことでほとんど占められておりますが、私は新型コロナウイルス感染には関心を持って今後どうなるのだろうというような思いをしております。天然痘などウイルスや最近の伝染病によって今から約120年前の明治30年に伝染病予防法が制定され、治療法や予防法が研究されても、また新たなマラリア、結核、インフルエンザ、エボラ出血熱、エイズ、サーズ、鳥インフルエンザなど、これまでに猛威を振るってきた多くの感染症は、人間の英知によってワクチンや治療法が開発され、多くの病気を克服して、学び合って、近い将来には新型コロナ感染症も恐れられない病気になるものと信じております。

さて、本題に入りますが、先日町営住宅にお住まいの方から役場の周りは毎日のように草刈り作業をしてきれいになっているけれども、私が住んでいる町営住宅は草ぼうぼうで、誰か草刈りをしてくれる人がいないでしょうかねというような話がありました。久しぶりに町営住宅全部を回ってみました。そして、愛宕住宅では棟と棟の間の通路が草が生えて、そしてまた入居していない庭には花なのか、草なのか分からないようなものもありました。なるほどなというような印象を持ってきました。町内全域の草刈り作業は当然無理でありますけれども、せめて町が管理し、そして住人が生活している町営住宅の環境保全は町でやるべきと思いますので、町営住宅の管理運営の状況につきましてお尋ねいたします。

ちなみに、町営住宅全ての空き室の中で修繕、その他の理由で使用できない世帯数並びに今後の修繕予定戸数をお伺いいたします。

2項目めには、老朽化住宅の修繕及び建て替え等が必要と思いますが、その費用負担が大変大きな予算となりますので、計画的な準備が必要だと思います。今後の建て替え計画があるのかどうかもお伺いいたします。

3番目に、2月の地震で壊れたのでしょうか、愛宕住宅の屋根に布袋やブルーシートがまだ残っており、さらに公営住宅の周囲に雑草が多くなっているところもありますが、周囲の管理はどのような方法で行っているのかお伺いいたします。

次に、小川公営住宅についてお伺いいたします。1つ目は、鉄筋コンクリートとはいえ築年数がたっているので、大規模な修繕または解体について計画があるのかお伺いいたします。

2つ目に、小川公営住宅を解体するとなれば相当な費用がかかるとは思いますけれども、その費用の資金準備をすべきではないかと思えます。それについてもお伺いいたします。

3項目めに、これまで町営住宅の間取りは同居人があることが基本となっているため3LDK、あるいは3DK等が主体でありましたけれども、今後は独居老人や障がい者向けの少数の部屋とバリアフリー構造の居室が必要と思えますが、その計画はあるのかどうかお伺いいたします。

4項目めは、核家族化が進み、高齢者世帯では自宅の修繕、解体には多くの費用がかかるとともに、土地、建物を売却するにも買手がないというようなことであり、このような高齢者世帯の入居資格については柔軟な対応をすべきと思えますが、お考えをお伺いいたします。

続いて、4月議会でスウェーデンのグレタさんが取り組んでいる気候変動対策運動について触れましたが、近年の災害を見るとこれまでに体験したことのない大きな災害や、今発生している台風14号は中心気圧905ヘクトパスカル、最大風速63メートルというような、これまでに聞いたことがないような超大型台風であります。また、新地の浜ではこれまで捕れたことのないきれいな色のついた熱帯魚のような魚が捕れたり、いつもの季節に大漁していた魚が一匹も捕れなかったり、魚の生態にも大きな変動があるという話を漁師から聞きました。やはり何らかの理由によって地球は変わりつつあるのかなという思いがいたします。そこで、新地町の地域防災計画は平成26年度に修正されたものであり、現在見直し中と聞いておりますが、こんな状況の中にあるので、計画策定の見直しを急ぐべきではないか。特に防災には心配りをされている大堀町長でありますので、そのお考えをお伺いしたいと思います。

次、2項目めですが、今の地域防災計画では津波による避難誘導に重点を置いているように見えますが、線状降水帯という聞き慣れない気象現象により、これまでに経験したことのないような降雨量を想定し、気象現象に沿った対応の水害等に適用できる計画を策定すべきと思えますが、お考えをお伺いいたします。

次に、3項目めですが、今の地域防災計画では避難誘導者にはライフジャケットを装着するようにとのガイドラインがありますけれども、要救助者にもライフジャケットが必要かと思えます。したがって、ライフジャケットを積載したボートの準備をする必要があると思えますが、お考えをお伺いいたします。

次、4項目めですが、昨年の3月に立派に作成された防災マップが各家庭に配布されました。しかし、今年の5月20日に避難勧告を廃止した避難情報が発表されました。この避難情報改正については、広報しんち7月号に記載されましたが、水害、洪水、高潮など避難情報の改正を含めた防災マップの見直しが必要と思えますけれども、お考えをお伺いいたします。

以上2件、8項目についてお伺いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 6番、吉田博議員の質問にお答えをいたします。

初めに、公営住宅等の管理・運営体制について、公営住宅の管理、運営状況について何うの1点目、全空室の中で修理、その他の理由で使用できない世帯数、並びに今後の修繕予定戸数を何うについてですが、本年5月に発生した福島県沖地震による住宅被害があり、住宅戸数を含めて災害復旧に努めているところであります。現在の空き室の状況は全体で51戸であり、そのうち被害戸数は39戸、入居制限をしている旧愛宕住宅の5戸となっております。被害を受けた39戸については、本年12月末には修繕を完了する予定であります。

次に、2点目の老朽化住宅の修繕及び建て替え等が必要と思うが、この費用負担の計画はあるか何うについてですが、全ての団地において各機械や設備機器等の故障が発生しており、その都度修理、交換を行うなどの対応をしながら日常の維持管理に努めております。ご質問の老朽化した住宅については、大規模修繕や耐震も含めた長中期的な計画が必要であると考えております。今後は、社会動向や需要などを踏まえた実情に合った住宅行政を進めてまいりたいと考えておりますので、必要に応じ町営住宅維持管理基金を活用するなどしてその対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、3点目の住宅周辺に雑草が多くなっているところもあるが、周囲の管理はどのような方法で行っているのかについてですが、町営住宅の環境美化につきましては、入居者の協力により実施されており、作業に必要な機械類を貸出ししているところであります。しかし、草刈り機械を活用できない団地や急斜面などで入居者が実施できないところについては、これまで職員が実施していましたが、昨年度より1名の方に業務委託をしており、各種公共施設をはじめ町営住宅などの草刈りを実施しているところであります。本年度は、委託人員も増えましたので、なお一層の環境美化に努めてまいりたいと考えております。

次に、小川公営住宅について何うの1点目、鉄筋コンクリート造りとはいえ、築年数がたっているので、修繕または解体等について計画はあるのかについてですが、小川団地については、旧雇用促進事業団より昭和58年度に5階建て鉄筋コンクリート造りとして2棟、3DKが80戸建築されております。その後、平成21年度に町に譲渡され、平成22年度には外壁修繕及び各種設備機器等の更新をして、定住促進住宅48戸及び町営住宅32戸としてそれぞれ運営しているところであります。公営住宅法では、鉄筋コンクリート造りの耐用年数は70年とされておりますので、構造体の耐用年数は半分近く残っております。また、毎年実施している特殊建築物検査結果においても、多少の是正はありますが、現在のところは運営に支障がないと考えております。しかし、建築から38年が経過しており、譲渡後の機械設備機器等の更新から10年を超え、個別に修繕も発生しておりますので、その都度対応しているところであります。そのため、現段階では大幅な改修や解体などの計画は持

っておりません。

次に、2点目の小川公営住宅を解体するとすれば相当な費用がかかると思うが、この費用の資金準備をすべきではないか何うについてですが、小川団地については旧雇用促進事業団から譲渡された後、平成21年12月に基金を設置しております。基金の目的は、建物改修や解体も視野に入れており、毎年予算化をして積立てをしてしております。本年度の当初予算において積立金500万5,000円を計上しており、令和2年度末の基金残高は6,188万3,397円であります。今後も積立てを継続してまいります。

次に、3点目のこれまでの町営住宅の間取りは同居人があることが基本となっているため3LDK等が主体であったが、今後は独居老人や障がい者向け少数部屋とバリアフリー構造の居が必要と思うが、計画はあるのか何うについてですが、公営住宅の運営等は公営住宅法で定められ、住宅に困窮している全ての方を対象に供給するための住宅となっております。近年建築された町営住宅には、居住内における段差解消に努めております。

なお、新地町においては、町営住宅以外に被災高齢者共同住宅や定住促進住宅などの公営住宅法に基づかない住宅も運営しておりますが、間取りの少ない独居老人向けの住居とはなっておりません。今後の計画ではありますが、現在のところ特定の方を対象とした住宅を含め新団地整備等の計画はありません。

次に、4点目の核家族化が進み、高齢者世帯では自宅の修繕、解体には多額の費用がかかるとともに、土地、建物を売却するにも相手がいないということであり、このような高齢者世帯の入居資格については、柔軟な対応をすべきと思うが、考えを何うについてですが、町営住宅の入居については、条例に定められた入居資格及び住宅困窮度が入居の判断となっております。高齢者の入居特例ということではありますが、公営住宅法及び町条例の下運営をしていくことが前提となっております。

なお、自然災害による家屋滅失などの被災者に関しましては、特例として入居することが可能となっております。

自然災害以外の家屋の状況における入居の相談については、随時受け付けておりますので、高齢者に限らず入居者選考委員会の意見を聞きながら対応してまいりたいと考えております。

次に、異常気象の中で防災計画等の見直しの必要性についての1点目、世界的な異常気象の中で全国的にこれまでになかった大災害が起こっている。新地町の地域防災計画は、平成26年度に修正されたものであり、現在見直し中と聞いているが、計画策定を急ぐべきでないかについてですが、現在の新地町地域防災計画は、東日本大震災の教訓を反映し、地震、津波災害対策の強化を主に平成26年度に改定しましたが、その後の国の防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改定、また近年の大雨や台風などによる災害を踏まえ、今回新地町地域防災計画を全面改定しようとするものであります。改定作業は、昨年度から福島県など関係機関と協議を開始しており、素案をまとめて4

月28日に新地町防災会議に提案し、具体的な改定議論を始めております。今後は、防災会議の各委員からの意見集約を図りながら早期の策定に努めてまいります。

次に、2点目の現地域防災計画では、津波による避難誘導に重点を置いているようだが、線状降水帯などの気象現象に沿った内陸の水害にも適用できる計画にすべきと思うが、考えを伺うについてですが、今回の改定においては、新地町地域防災計画の中に新たに個別災害対策計画として線状降水帯などを考慮した風水害対策計画を新設、具体的な水防対策や土砂災害対策などを明記して、より風水害への対応を充実させた計画とする予定であります。

次に、3点目の現地域防災計画では避難誘導者にはライフジャケット装着のガイドラインがあるが、避難所の救助用にライフジャケットを積載したボートも必要と思うが、考えを伺うについてですが、現在の地域防災計画や改定する地域防災計画の中でも、避難誘導を行う者の安全確保対策としてライフジャケットの着用を明記しており、消防団の各班にライフジャケットを整備しておりますが、避難救助等のボートは未整備でありますので、今後整備を検討してまいりたいと思います。

なお、相馬地方広域消防本部では、6そうのゴムボートを配備しており、必要に応じて連携してまいります。

次に、4点目の令和2年3月に配布された防災マップの見直しも必要と思うが、考えを伺うについてですが、国においては本年の5月に災害時における避難情報警戒レベルでの変更を行いました。町としても、広報紙やホームページで情報発信を行っており、町の防災マップについても必要箇所の修正を行いたいと考えております。具体的には、現在修正シールを作成中であり、出来上がり次第全世帯に配布する予定であります。全体の見直しについては、国や県の浸水想定区域などが見直された場合に抜本的な改定を行いたいと考えております。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、今回答のありました空き家の戸数でありますけれども、39戸、そしてまたこれらについてその修繕予定の住宅については、12月末まで完了するように今やっているというような答えでありましたので、まずしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、2点目の老朽化の住宅の修繕についても、計画的なことで実情に合ったものであるというようなお答えでありましたけれども、この前も決算の特別委員会の中でお答えがありましたけれども、やはりこの公営住宅には毎年のように2,000万円ぐらいの修繕費といえますか、そういった負担をやっているようであります。そして、またその積立金が6,000万円あるというようなことでありましたが、今町長の説明の中で、答弁の中で6,000万円云々というようなのが小川住宅の答弁でもありましたけれども、これは小川住宅だけではなくて全てのその町営住宅についての積立金というのですか、小川住宅の中でその6,000万円という回答がありましたけれども、小川住宅ではなくて、町内の町営住宅全ての住宅の積立金というような理解をしてよろしいのですか。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまのご質問にお答えします。

先ほどの町長答弁ありました基金の6,000万円というのは、小川の定住促進住宅に限ったものでございまして、その他の町営住宅につきましては、別途町営住宅維持管理基金というものがござい
ます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 先ほどの6,000万円以外に別途維持管理の基金があるというようなことであり
ますけれども、今年度の予算の中でどれぐらいの予算があって、合計どのぐらいあるのかお伺いし
たいと。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいま決算書ちょっと持ち合わせておりませんが、主に収入関係につ
きましては、復興交付金基金の低廉化、低減化、そういった事業の収入がございまして、今現在1億
円から2億円ぐらいあったかと記憶しております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 1億円か2億円は、ちょっとアバウトな数字なのですが、先ほどの説明
の中で毎年500万円ぐらいのプールをしているというような話がありました。これは、あくまでも
その小川の公営住宅についてのことで……

○遠藤 満議長 吉田議員、ちょっとすみません、この前の町営住宅維持管理基金の件について、泉
田晴平総務課長から答弁させますので、基金について。

泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 すみません、今の町営住宅の維持管理基金の残高でありますけれ
ども、現在3億1,700万円ほどあります。

以上でございます。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 了解いたしました。

それでは、3番目の愛宕の住宅に関する草刈り作業等について改めてお伺いいたします。先ほど
町長答弁の中には、入居者の協力をもってやっているというようなお話がございました。確かにそ
の入居者の協力をいただくというのは当然なことだとは思いますが、ただ一つの例をいいま
すと、愛宕住宅の南側に3棟あります。あれは、昭和48年に建てた住宅でありまして、そこをちょ
っと私行ってみたのですが、かなりの草が背丈も伸びているし、確かに下の2階建ての住宅
はきれいになっております。ちょっと今ブルーシートとか、袋あるにはありますけれども、これは

もう災害のせいですからどうしようもないと思いますが、ただ南側のこの古い昭和48年に建てたと言われるその3棟があるところは、ここで人が住めるのかというような、そういった住宅なのです。だから、ここは協力者がいなかったからこういうことになっているのかなというような思いもありますけれども、機材を貸出ししているというようなお話がありました。その機材なのですから、恐らく町で機材を貸すというのは草刈り機械ぐらい。あるいは、前に買った自走式のあの草刈り機械のことなののでしょうか、改めてお伺いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 1点目の愛宕住宅の部分、南側です。現状を確認しながら早急に対応させていただきたいと思う。

あとは、草刈りの部分については別途担当課長。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまの草刈り機械の貸出しをしているその種類といいますか、そういったご質問かと思いますが、単純には通常の草刈りをする機械、肩かけ式のです。そちらをお貸ししております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 この前の委員会の後にちょっと案内されて、今役場の敷地に相双五城信用組合の仮事務所貸しております。この隣にこれが草刈り機だというようなことを、買った草刈り機だというような説明がありました。そこに行ってみたら、まだ梱包が取られていないのです。あの草刈り機は、どういう目的でいつ購入したのか、ちょっと伺い。あれは、町営住宅の草刈り作業には使えない草刈り機なのですね、それちょっとお伺いしたい。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今吉田議員からあったのは、2年度末購入ですが、使用目的がちょっと違います。あれは、大型の機械がないと使えないので、町営住宅用ではありませんので、その辺ご理解して。それは、町道含めてそのように活用していきたいと。これは、いろんなところで言っているかと思うしますので、よろしくお願いします。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 普通草刈りだったら、業者に委託して草刈り作業をやっているようなところも見受けられますけれども、そういった一般の人が使えないような草刈り機を役場で買う必要があるのかなというような、思います。ただ、これ通告していませんので、別に回答要りません。また無駄な買物しているなという、私が個人的にそう思いましたけれども、改めて小川公営住宅について質問させていただきます。

小川の町営住宅なのですけれども、1階から3階までがこれ定住促進住宅というようなことで使用していると思います。それから、4階、5階については、町の町営住宅というようなことで使用しているようですけれども、この入居状況の違いというのは、どういった違いでこういうような分け方をしているのか、ちょっとお伺いします。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 小川住宅の運営につきましては、先ほど町長の答弁からありましたとおり、定住促進住宅と町営住宅ということで運営をさせていただいております。それぞれ条例等ございまして、定住促進住宅は定住促進住宅条例がございまして、公営住宅は町営住宅の条例ということになっております。

違いということでございますけれども、基本的には所得関係の違いがあります。公営住宅法令に基づく住宅の入居の条件につきましては、基本的に所得が15万8,000円以下、定住促進住宅は15万8,000円以上というような形で一定の基準を設けております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 所得の違いで上、下分けているというようなことでありますけれども、そう言われると高齢者の方が4階、5階に住んでいるというようなことになるとちょっとかわいそうだなというような気もしますけれども、この前にいただいた入居戸数、空き戸数の資料を見ると、その小川の定住促進住宅、これ48の戸数があって、空きが21あります。

ただ、この小川の町営住宅、これ4階、5階、高いところでエレベーターもないところなんですけれども、32の戸数に対して入居戸数が24と、非常に高いパーセンテージ占めておりますよね。これ、そして恐らくはちょっと高齢者といいますか、そういった方の、その年齢の状況は分かりませんけれども、利用価値のあるその町営住宅を1階、2階に持ってきて、そして空きが多いのをその上階に持ってくるというような、こういったことはできないものなのでしょうか。

○遠藤 満議長 通告には入っていないのだけれども、大丈夫ですか。

6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 質問変えます。それから、この入居資格なのですけれども、4番目に核家族化が進んで、自分の住宅があるのだけれども、それが老朽化して土地、建物を売却するといってもなかなか売れない。この入居資格には、自分の持家がある人というのは、これ絶対この直営住宅には入ることができないのでしょうか。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、今までもですけれども、住宅の損傷の関係でご相談はいただいているものがございます。今後も、そういった方の相談があれば受け付けはしておりますので、入居者選考委員会等々の意見を聞きながら対応していきたいと考え

ているところでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 絶対駄目だというようなことはないというような答弁に受け取りました。

この国土交通省の住宅特区で今出している資料なのですが、この資料の公営住宅法の第25条1項によって、その施行令の7条にこういったことが書いてあります。住宅以外の建物もしくは場所に住んでいる人、それからその住んでいる住宅が保安上危険もしくは衛生上有害な状況にある住宅、住んでいる人は、それはもう公営の住宅に住むというような権利がありますよというようなことをうたっております。これは、住宅以外の建物もしくはその場所に居住というのは、恐らく河川敷あたりでブルーシートとか、あるいは段ボールを利用して生活しているというような方を指しているのかなと思います。

もう一方で、その保安上危険な建物に住んでいるというようなことも、入居資格としてあるというようなことを言っているのですが、これらについてきちんとしたその審議をして、こういった人を入居できるのだというような今の答弁で解釈してよろしいのでしょうか。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまのご質問でございますが、国で定めていることもありますし、今実態としてそういうことがあるというのであれば、それは先ほど申し上げましたとおり、選考委員会等の意見を聞きながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 やはりその生活困窮者、あるいはこの住宅が老朽化して困っているというような人に対しては、住宅がこれだけ余っているのですから、あまり入居するレベルを上げないで対応していただきたいと思います。

それから、先ほど15万8,000円というような収入についても答弁がありました。私は、これで見ると26万円何がしというような、そういうようなことがちょっとこの概要書には書かれているのですが、この15万円何がしという、それはあくまでもその所得割でもって得た数字なのか、あるいはそれは公営住宅制度、この概要には15万円何がしというような収入が書いていないのです。15万3,000円を超え、収入のその区分が上がるのですが、ここでいうと、この表を見ると収入が32万円収入があっても、この公営住宅制度の概要の中には入居できるようなことが書いてあるのですが、今そのやった15万8,000円というのは、いわゆる町営住宅には入れないと。そして、小川住宅でいえば雇用促進住宅というのですか、定住者住宅というのですか、そこには入れるというような、そういう解釈になるのですか。公営住宅には入れないというような解釈ですか。

○遠藤 満議長 ちょっと休議します。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

○遠藤 満議長 では、再開いたします。

加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 所得の中で15万8,000円以下というのがございます。それ以上の所得の方というのはあると思いますが、あくまでも入居の際の基準ということで、入居中に収入が超えていてもすぐに退去するようなことにはならないということでございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 了解しました。すぐには退去にはならないというような今答弁がありました。これは、5年以内というようなことがここに書かれていますけれども、そういうことだと思います。

それから、ライフジャケットの件で質問いたしましたけれども、避難誘導者にはライフジャケットを装着するというようなことで答弁をいただきました。そして、広域消防では6そうのボートを持っているというような答弁がありました。それ私の思いでは、この6そうのボート所属に1つずつ置けばいいなという思いがあるのですけれども、新地分署にはボートはないのです。この6そうのボートがあったとしても、新地だけにとんでもない雨が降って相馬、鹿島には雨が降らないなんていうような、そんな気象現象私はないと思うのです。ですから、このボートの配備、これをもう一回改めていただいて、やはり新地町に、それは消防であろうが、役場であろうがやはり人を助けるというような、そういったボートが必要ではないかと思っておりますけれども、町長のお考えは。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 先ほど最初の答弁でお話ししたとおり、ボートについて設置をしていないので、整備については検討していくということで回答させていただいておりますので、私的には非常に前向きにやっていきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、吉田博議員。

○6番吉田 博議員 では、そのようにお願いをいたします。

本日、今日質問した公営住宅の件、これはやはりその周囲の環境整備というようなことに困っている入居者がおります。それから、方々で発生しているこの大雨洪水、そういったものも近年にならぬような、そういった大きな災害を担っておりますので、今後町でも十分に精査して、そして町民の財産、命を守るような体制を組んでいただきたいと思います。

以上で質問終わります。

○遠藤 満議長 これでは6番、吉田博議員の一般質問を終わります。

昼食のため休憩をいたします。

午前11時47分 休憩

午後1時30分 再開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

7番、寺島浩文議員。

〔7番 寺島浩文議員登壇〕（拍手）

○7番寺島浩文議員 受付順位3番、議席番号7番、寺島浩文です。さて、全国的に新型コロナウイルス感染症の拡大が続いており、新地町では現在まで5人の感染者が出ております。ただ、この数字は全国的に見ても、近隣の市町村から見ても非常に少ない数字だと思います。このまま新たな感染者を出さないような予防対策とワクチン接種率を高める啓発活動を進めていただきたいと思います。

また、2月13日発生の福島県沖地震では、町内でも多くの住宅被害が確認され、いまだに修理が完了していない住宅も多くあります。町としても、様々な支援策を打ち出していただいておりますので、今後も住民に寄り添った支援をお願いしたいと思います。

また、未曾有の大災害、東日本大震災から10年と6か月がたちました。そんな中、3月には今後10年間のまちづくりの指針となる第6次総合計画が策定され、様々な施策が打ち出されました。前回の一般質問でも言いましたが、その施策を推進していく目的は、将来の町の人口です。人口イコール地域の活力です。特に生産者年齢人口の確保は、地域コミュニティーを守る上でも重要な意味を持っております。生産者年齢人口が減少すれば、それに伴う経済、産業活動が縮小し、町の税収は減少します。しかし、その一方で高齢化が進み、社会保障の増加が見込まれ、財政がますます厳しさを増していきます。そうなれば、行政サービスの低下にもつながっていきます。定住人口を増やし、町の人口を維持していくためには収入を得られる場、働く場の確保が重要です。そのためには、企業誘致を強力に推進していくことが重要と考えます。そして、この企業誘致に伴い、町内に移住、定住していただく人をどれだけ増やせるかが重要となります。そのためには、移住者に対する住宅確保も重要です。受入れ態勢の整備も重要です。そして、もう一つの働く場、町の基幹産業でもある農業、漁業の地場産業の振興も重要と考えます。そのためには、今までと同じことをやっていては駄目だと思います。より多くの収入を得るためにも、6次化への取組も重要と考えます。コロナウイルス感染症の収束もいずれはやってきます。企業誘致を推進し、地場産業の振興を推進し、併せて移住、定住施策も強力に推進していくことで町の人口を維持していくことを目指すべきだと思います。町の考えをお伺いしたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問に入ります。件名1であります。企業誘致促進をということでお伺いします。2020年、首都圏から本社や製造拠点を地方に移転した企業は、過去10年間で最多となったというデータが出ております。また、今後数十社が移転を検討しているということです。そのきっかけは、ずばりコロナウイルスです。コロナウイルス感染症をきっかけにテレワークやウェブ会議などが進むなど、勤務スタイルの変化が見直されているようです。こういったことから、地方への企業誘致のチャンスとも言えると思います。現在町では町内に工業用地、または事業用地を整備し企業誘致を図っております。幸い新地南工業団地は立地企業が決まりましたが、そのほかの用地はまだ決まっております。中でも新地駅東口の事業用地への企業誘致は、新地スマートエナジーの経営にも大きく関わってきます。そういったことから、各工業用地、企業用地への企業誘致を強力に推進していくべきだと思います。そこでお伺いしますが、企業誘致の現状と課題はどのようなものなのかお伺いいたします。

また、今後どのような手法でそれぞれの用地に企業誘致を進めていくのかお伺いいたします。

1つ目としては、防災センター裏の事業拡大区域へのスーパーマーケットの誘致。

2つ目は、新地駅東口の千葉農産が撤退した事業用地。

3つ目、旧駒ヶ嶺小学校跡地への誘致。

そして、4番目が沿岸部の防災集団移転元地への誘致です。

以上の用地への誘致の現状と今後の取組手法についてお伺いいたします。

次に、質問2であります。町内に企業を誘致することに伴う移住者が住宅の居住を町外に求められたのでは、定住人口増加にはつながりません。やはり企業誘致の従業員の方には町内に定住していただきたいと思います。そのためには、住宅の確保も重要になってくると思います。町でも、そういった移住者に活用してもらえるようにもっと空き家・空き地バンクを充実させ利用してもらうべきだと思います。また、現在福田地区に定住分譲住宅を整備し、福田地区の人口と児童数の増加を目指していますが、企業誘致を推進し、移住、定住人口の増加を目指すのであれば、新たな定住分譲住宅を町の中心部近くに整備するべきだと思いますが、その考えがあるのかお伺いいたします。

件名2であります。6次産業化による農業・漁業の振興策についてお伺いします。件名1として、現在町の基幹産業と言われている農業、そして漁業は福島第一原子力発電所の事故による風評被害が続いております。現在は、漁業者に対するいわゆる原発補償というものが続いております。しかし、本格操業が始まればいずれそれもなくなり、風評被害だけが残ります。農業に関しては、コロナウイルス感染症の影響により米の買取り価格概算金が下落するということも言われております。こういった流れを見ていきますと、今後の新地の第1次産業は厳しい状況にあると思います。そういったことから、農業者、漁業者の収益増を図るためにも、直売や地場産品を使ったレストランなどを含む6次化へ力を入れていくべきだと思いますが、お考えをお伺いします。

質問2であります。その6次化による特産品開発に取り組むべきではないでしょうか。現在新地

町には特産品と呼べるものが少なく、日本酒の鹿狼山ぐらいしかすぐに頭に思い浮かびません。今後ふるさと納税の返礼品にも力を入れていくためにも、これぞといった特産品の開発は必要だと思います。町にも特産品振興協議会がありますので、そういったところとも連携しながら、新たな特産品の開発に力を入れていくべきだと思いますが、考えをお伺いします。

以上でございます。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 ７番、寺島浩文議員の質問にお答えいたします。

初めに、企業誘致促進の１点目、町内の工業用地、事業用地への企業誘致の現状と課題は、またどのような手法で誘致活動を行っていくのかについてお答えします。初めに、事業拡大区域へのスーパーマーケット誘致については、２番、寺島博文議員の質問にお答えしたとおりであり、いまだ誘致決定には至っておりません。商圈人口などが課題になっていると考えております。福島県の復興特区制度活用による税制上の特例措置として、固定資産税や不動産取得税の課税免除、町独自の優遇施策として創設した企業用地の一定期間無償貸付制度などをＰＲしながら、引き続き誘致を進めてまいります。

次に、２つ目の新地駅東口事業用地についてですが、主にスマートアグリ事業の誘致を目指し、誘致活動を進めております。この事業用地につきましても、商業形態により福島県の復興特区制度活用により税制上の特例措置として固定資産税や不動産取得税の課税免除などを受けることができます。さらに、町独自の優遇施策としての事業用地の一定期間の無償貸付制度を同様に創設いたしました。現在それらもＰＲしながら、誘致に向け農業法人と意見交換を行っているところであります。今後も、県内特区制度や町独自の優遇制度をＰＲしながら、新地スマートエネルギー株式会社の出資企業や福島イノベーション・コースト構想推進機構の企業誘致担当部署と連携し、誘致を目指してまいります。

次に、３つ目の旧駒ヶ嶺小学校跡地である駒ヶ嶺工業用地については、常磐自動車道新地インターチェンジや相馬港へのアクセスの優位性、津波・原子力災害被災地雇用創出企業立地補助金や福島産業復興投資促進特区による税制上の特例をＰＲしながら企業誘致活動を進めております。誘致活動については、町企業立地推進室において福島イノベーション・コースト構想推進機構の協力も得ながら進めております。福島イノベーション・コースト構想推進機構では、ドローンを使った空撮動画を撮影し、ＰＲビデオを作成し、動画配信サイトユーチューブで配信しております。また、浜通りの工業用地を見学して回る企業向けツアーを企画するなど、企業誘致に協力いただいております。現在具体的な立地問合せは来ておりませんが、引き続き福島イノベーション・コースト構想推進機構の企画誘致担当部署と連携し、誘致活動を進めてまいります。

次に、４つ目として防災集団移転元地への誘致についてですが、町では令和２年度に防災集団移

転元地を事業用地として活用していただくため公募を行いました。応募はありましたが、誘致には至りませんでした。その後は、個別相談対応としておりましたが、9月1日改めて町ホームページにより募集を開始したところであります。防災集団移転元地につきましても、事業用地の一定期間無償貸付けや税制上の特例等の優遇制度をPRしながら、福島イノベーション・コースト構想推進機構と連携し、誘致に努めてまいります。

次に、2点目の企業を誘致し、従業員の移住、定住を図るには住宅確保も重要であり、空き家、空き地の活用や福島定住分譲住宅地に続く新たな宅地分譲の考えがあるのかについてですが、空き家、空き地の活用については、以前の一般質問でお答えしたとおり、家屋や土地の所有者の協力が必要であります。町では空き家・空き地バンクを設置しておりますので、登録を促すよう継続的に広報してまいりたいと考えております。また、新たな分譲地の計画については、現在のところ計画しておりません。

次に、6次化による農業・漁業の振興策についての1点目、直売やレストランを含む6次化への取組を推進し、農業、漁業の振興を図るべきではないかについてですが、直売やレストランについては、販売する特産品の開発及び販売する人の確保が必要であると考えております。町では、新たな特産品の開発に取り組めるよう今後も特産品の開発や研究、農業及び漁業の6次化に関する支援情報を広く町内事業者等に提供するとともに、特産品振興協議会や商工会など関係機関と支援策を研究してまいりたいと考えております。

次に、2点目の本町ならではの特産品が少ない。農業、漁業の6次化による特産品開発に取り組むべきではないかについてですが、特産品については地酒鹿狼山に続く商品開発が進んでいない現状となっております。一方、ニラやイチジクなどを使用した特産品開発が進められており、既存商品のイチジクようかんやイチジクアイスについては県事業を活用し、各団体が個別に改良を進め、取組を行っております。また、本年度に入り水産物を利用した商品の開発についても町内団体から相談があり、県の地域産業6次化サポートセンターと連携しながら新商品開発に必要な試作やパッケージデザイン、商品表示などの専門家による指導が受けられるソフト事業などの支援を行っております。今後も、これまでの活動の継続に加え、新たな商品開発の宣伝方法の検討、新たな起業家の発掘や支援を含め6次化の取組を推進してまいります。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 それでは、再質問いたします。

企業誘致の部分、その中のスーパーマーケットの部分です。2番議員でもいろいろご答弁いただいているようですけれども、課題ということだと、企業が決まらないのは新地の商圈人口が少ないという課題というか、これはもう最初から分かっていたことではある。そのために様々な優遇策を出しているということになるのでしょうかけれども、ただ出店を断られたスーパーマーケットの中には、こういった意見もありました。出店しても、現在も出店している薬王堂と売の商品が相当か

ぶるということです。そういったところでも売上げが見込めない。そのために出店を見送るという企業もありました。確かに薬王堂では生鮮三品、野菜、果物、鮮魚、生肉、そして惣菜、それはないですけれども、それ以外は全て品ぞろえされています。新地のような本当に商圈の薄い土地では確かに厳しいというのは分かります。この意見に対しては、担当課でもこれは聞いていたと思うのですけれども、そういったことを踏まえて今後どういう誘致活動をするのか、考えがあればお伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

薬王堂さんで販売している部分については承知しておりますし、町民の方もその生鮮三品ですか、肉、魚、野菜といった部分が必要だと分かっております。何とかスーパー誘致したいと思っておりますけれども、手法というか、やり方次第で先ほど町長でも答弁させてもらったとおり、事業用地の一定期間の無償貸付制度を創設しましたので、それをPRして民設民営で誘致を頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 それだけでは難しいという現実も恐らくあると思います。2番議員のご質問にもありましたように、本当に公設民営ぐらい考えないといけないのではないかとこのところまで来ているのではないかと私は思います。

ただ、そういう経費をかけるのは大変だという話ありましたが、私としてはそのほかの方法幾つかあると思います。ご提案として聞いていただければと思うのですが、もし答弁があれば教えてください。1つとしては、薬王堂さんにこの以外の生鮮三品と惣菜も扱ってもらうということもあります。2点目は、生鮮三品と惣菜だけを扱ってもらうことを条件としてスーパーマーケットに入ってもらおうと。3点目としては、それぞれ青果、生肉専門店でそれぞれ入ってもらおうといった方法もあると思います。例えばこれによって多少増床しても、ここの経費はどこに持っていくかというのもこれからの交渉次第でしょうけれども、そういった考えもあると思います。これだとまるっきりスーパーマーケット公設民営で建てるよりもかなり経費的には少なくて済むのではないかとこのすけれども、今のご提案です。もしこれに対して考えがあればお伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 議員の思いは十分に理解していきたいと思ひます。でも、町民の思いはスーパーマーケットであります。それを簡単に捨てるというわけにいかない。そういうことで、今一生懸命やっているということでありまひす。

あとは、その専門店の云々もありましたが、そういった部分についても、十分に今までも対応はしてきたところがあります。なかなかそう望んでいただけないということがござひます。

あと、商店は1軒あればいいというものではなくて、ある程度競合店があっても私はいいのではないかと考えておりますので、まずは町民が望むスーパーマーケットということで、私が引き継いでこの土地を造成してからまだ1年ぐらいです。それで駄目だと音を上げるわけにはいけないと思っています。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 今でもスーパーマーケットという話がございました。ただ、これも急ぎませんと、来ないまま経過しますと、ご存じのように近くに大手の運営者が出店するという計画もございます。そうなった場合、スーパーが来ないという状態でそのまま薬王堂さんが続けた場合、経営的に苦しくなる可能性だってあります。その辺は、やっぱり早く対処方法を考えていかないといけないと思いますので、ぜひ考えていただければと思います。町で誘致した企業ですので、そこが撤退されたのでは困りますので、その辺りは本当に本腰を入れてやっていただかないといけないと思いますので、お願いしたいと思います。

次に移ります。新地駅東口の事業用地ですけれども、先ほど言ったように今スマートアグリということで農業法人と交渉していくということですが、あくまで植物工場なりの農業法人、こういったところを考えておるのですか。一般の会社とか、ほかの工場とか、そういう考えはなかったのかどうかお伺いします。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 この事業、当初スマートアグリということで始まっておりました。条件としましては、新地スマートエナジー社の熱と電気を利用してやるということが条件の施策でもあります。スマートアグリの事業誘致で今現在やり取りしているところもありますので、今はそのスマートアグリ誘致に向けて今頑張っているところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 ぜひご承知のところがあるのであれば、お願いします。

これちょっと確認ですが、以前の質問にもあったのですが、そういったスマートアグリ事業を進めるに当たって、この事業用地では面積が足りないという指摘もありました。その辺りは、現在問題ないのでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 スマートアグリの面積のことでありますけれども、今実際やり取りをさせていただいている農業法人さんの中で、このスマートアグリの部分だけでは足りないと。町内でもまたある程度面積欲しいということもありますので、そういった部分の問題もできれば解消しながら、誘致に向けて進めたいというような誘致活動しているところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 確かに足りないということを言われているようです。これは、以前にも言われた要するに県道の東側という考えを検討しているという今のお話でしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 具体的な場所については地権者の方、耕作者の方もいますので、控えさせていただきます。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 事情は分かりました。

ちなみに、どのぐらいの面積が必要と言われているのですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 面積的には一団の土地で3万から10万平方メートルぐらいというふうな話を聞いております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 分かりました、この辺は。誘致活動をお願いします。

次に移りますと、旧駒ヶ嶺小跡地、ここはなかなか問合せも何も少ないように聞いていますけれども、相馬港とか、インターチェンジとかも近いというアクセスが便利だといいますが、その用地非常に入りづらい場所なのではないかなと思うのですが、ちょっと国道、バイパスからのアクセスをもっとよくするということは考えられないのでしょうか、課題として。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 議員の意見は参考にさせていただきます。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 やはり使い勝手のいい土地でないとなかなか企業も手を挙げていただけませんので、ぜひ検討していただければと思います。

防集元地も、常任委員会で見させていただきました。全て本当に海の近くです。そういったところを考えると、一般の企業はなかなか手を挙げづらいのではないかな。やっぱり塩水が、潮風がすごく当たる場所でもありますし、そういったことを考えれば、企業にしてもちょっと絞って……事業者ですか、企業ではなくても事業者でもいいのですが、例えばレストランでもいいのかもしれないし、絞っていかないと駄目なのではないかと思うのですが、こういったところは課題というか、どのように捉えていますか。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長　お答えいたします。

事業者を絞るべきではないかというところではありますが、この募集も委員会等々でご説明していると思いますが、これまで公募してきて何社か応募がありまして、いろんな事情によって実現はしておりませんが、先ほど答弁にありましたように、9月1日からまた改めて公募いたしておりますので、またその動向を見ていきたいと思っております。

○遠藤　満議長　7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員　そういうことですので、ではまずは状況を静観するしかないとは思いますが、ただ今言ったように業種を絞らないとなかなか難しい場所なのではないかと思しますので、その辺も踏まえて見ていっていただきたいと思います。

トータル企業誘致で言えることなので、思うことですが、いろいろ優遇策先ほどから税の減免ですとか、一定期間無償貸付け、いろいろ出ていました。ただ、それだけではなかなかやっぱり今の時代厳しいのではないかと思います。いろいろ企業誘致の成功例とかを見ますと、やっぱり企業誘致の案件が今交渉中のところもあるようですけれども、担当者をはじめとしてまず市長や町長が何度も足を運んで誘致活動をしているということでした。企業を誘致するためには、そうしたトップセールスをはじめとした営業力というものも強化が必要なのではないかと思いますが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○遠藤　満議長　通告ありますか、トップセールスの部分。町長、大丈夫ですか。特になければこのままでいいですけれども、町長答弁したいということであれば。急に聞かれても大丈夫なのかなと思って。

では、大堀武町長。

○大堀　武町長　企業誘致のためには、職員を含めて町長もと。当然そういったことが必要だと思っていますので、あらゆる機会を捉えてそういった取組は頑張っていきたいと思います。

以上です。

○遠藤　満議長　7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員　そういうお答えが町長から聞けてよかったです。一担当者よりも、やっぱり町のトップがお願いに行くのでは、また企業の対応も違うと思いますので、その場面が出てきたらぜひお願いしたいと思います。

次に移ります。福田定住分譲住宅です。先ほど新たな分譲住宅の計画はないということでした。ただ、福田の分譲住宅というのは、福田小学校の児童を増やすという政策から整備されたものです。町が企業誘致今こういうふうに行っているというのであれば、それに伴って移住してくる人たちが新地に住んでいただけるように、定住していただけるように、先ほどの空き家の話もありました。これも、今度は積極的に空き家・空き地バンク、この登録件数を増やしていただきたいと思ひますし、やはり今後の検討材料として新たな定住分譲住宅の整備も政策として今度は、先ほどの

別の意味で検討していくべきではないでしょうか、再度お伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 住宅の部分については、今一時期よりも民間の住宅も非常に空き家が目立ってきております。そういった中で、改めて町がそういったものを造って、それだけでなく今現在町にも空き家があると。空き住宅があると。そういう状況ですので、当分の間は今のままでいきたいと思えます。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 当分それでいくということですが、ではその前の段階として町には定住促進住宅というのもありますので、一時的にそこに新たに移ってくる方には入っていただいて、将来的に町に定住していただくという流れをぜひ検討していただきたいと思います。

次、6次化に移ります。件名2の6次化について、質問1、2併せてちょっと再質問させていただきます。今までも何度か6次化に対する一般質問をさせていただきましたが、様々な課題があり、なかなか6次化の推進は難しいという、今まではそういった答弁でした。しかし、先ほどの答弁では支援策を研究していくという答弁がございました。確認ですけれども、それは6次化に取り組むための課題に対してどのような支援ができるかということ进行研究することによってよろしいのでしょうか。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えします。

議員のおっしゃったとおり、様々な今実際に取り組もうという団体が出てきておりますので、そういった団体に対しまして、県とまた関係機関と一緒に連携しながら、様々な支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 課題がいろいろあるので、それに対しての6次化に取り組むための支援をしていきたい。

お答えできるならお聞かせ願いたいのですが、農水課長も今年度から替わりましたので、改めてお伺いしたいと思いますけれども、6次化に取り組むためにどういった課題があると課長は考えていますでしょうか。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 6次化の課題につきましては、これまでも新地町の取り組んだ6次化につきましては、生産者がそのまま個別の6次化という取組でありました。それに対しまして、一歩進んだ形になりますと、やはり第2次、第3次産業の事業者と連携した形での

取組など、そういったものも必要であると考えております。実際これまでも6次化に当たりましては、県の事業を活用しまして様々な課題は解決に向けた取組というものは実際行っております。生産過程において6次化をつくったときに、細菌の発生でしたり、消費期限の問題とか、あとは販路の拡大という部分では、なかなか販路先が見つからないという部分もありました。ただ、今県でもそういった課題を実際専門家のアドバイスを受けられるような具体的な支援策というものも取組も出てきておりますので、先ほど言ったようにそういった県との取組、関係機関との取組を強化して支援していきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 課題は前から当然変わっていないと思います。以前にも課題としてあったように、6次化に今までは取り組む人がいなかったというのがまず1つだったのですけれども、今回先ほどの答弁にもありましたように、町内の団体から6次化に取り組みたいという相談受けているということで、6次化に挑戦する方が出てきているようです。我々議会も、先週その開発中の商品の試食をさせていただきました。まだまだいろいろと課題は多いようだけれども、町としてもこういった方々を大事にして、様々な支援を行いながら成功に導いてほしいと思います。

そのときの試食会で出た話ですけれども、この6次化への取組でふるさと納税の返礼品となるような新地の新たな特産品を開発したいというお話もありました。そういうことであれば、この団体に町の特産品振興協議会に入っていただくことも検討されるのではないかと思います。その辺りは可能なのでしょうか。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 町としては、やはりそういった組織を経由でいろんな支援というのは当然であります。個別の部分ではなくて。ですから、特産品振興協議会に加入をされたとはお伺いしております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 加入したということであれば、ぜひ一緒になって新地の特産品はこれだというものを開発していくようにやっていただきたいと思います。

もう一つの課題として、これもこの間のお話の中で出たのですが、やはりそういった食品加工品を作るとなれば施設です、加工施設。6次化商品を作っていくには加工場が必ず必要になってくる。ただ、加工施設を造るには資金も必要なために、6次化商品を作っても、軌道に乗るまでは本当に大変だと思います。そこで、今回取り組み始めた団体から調理場のある町の施設を貸していただくことはできないのかというお話がありました。町でも、この話は聞いているとは思いますが、このような考えはいかがでしょうか。

○遠藤 満議長 すみません、大丈夫。通告なかったから、施設の部分。

大堀武町長。

○大堀 武町長 6次化の目的です。町の産品を開発するとか、そういうので本来はないと思うのです。1次産業、生産する方が所得をいかに上げていくか。1次のものでそのまま出したのでは所得として返ってくるのが少ないから、それを加工とか、いろんなことをしてその人の部分上げていくというのが本来の主旨だと思うのです。ですから、私的にはそういった方々が一歩踏み出す勇気を持ってほしいと思っています。

ただ、今回はその別な方が踏み出してくれたということで、非常にありがたいと思っておりますので、1年か2年前ぐらいになるかもしれませんが、この加工施設については、議会の中でも答弁をしているかと思いますが、私としてもできるだけそういった部分を整備をしたいというふうな思いであります。ただ今国を挙げてハードの整備が非常に難しくなっております。ですから、そういった私的には簡単と言うと語弊があるのですが、備品の支援とか、そういった部分でできないとか、そういったいろいろ今考えているところでございます。

あと、今議員が言われたように、場所の提供については関係各課と協力しながら、そして特産品振興協議会と連携を取りながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員 ぜひ、そのときの話では本当に町の施設の中の調理場でもいいのではという話だったので、まずはやっぱり軌道に乗るのは大変だと思いますので、町長も先ほど言いましたように、共同加工施設という話が前ありましたので、それができれば本当はもっともっともしかしたら取り組む方が出てくるのかもしれないので、そういったことは今後の課題なのだと思いますけれども、これはぜひお願いしたいと思っております。

今取り組んでいる方々の課題、最終的には先ほど農水課長からあったように、販路の確保なんだと思います。これに対して、やっぱり町も協力していただきたいと思うのですが、1点としては、先ほども話に出したように、ふるさと納税の返礼品とか、町の返礼品当然考えられると思います、これはしっかりした商品ではないと駄目だという条件はありますけれども。そのほかにも何か考えは、支援できる考えは何かありますでしょうか。

○遠藤 満議長 休議します。

午後 2時13分 休憩

午後 2時14分 再開

○遠藤 満議長 では、再開します。

岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長　ただいまの質問であります。先ほど議員からありましたこの6次化でありますけれども、まず初期の目的といたしましては、生産者が加工と流通、そして販売を行い、経営の多角化を図るといった部分が6次化の本来の目的であるという部分であります。それには、まず農家が取れた野菜を取って漬物として販売すること、また漁師が魚を捕って干物にして販売すること、これも6次化の一つであります。そういった部分で、やはりそういった部分を販路拡大していく、これが一番の問題になるのかなと思っておりますので、そういった部分を含みまして、国、県の助成制度、さらには福島県の6次化の研修会、そしてそれに参加を促して販路の拡大のアドバイスを受けていくとか、そういった部分に対してそういった情報の提供を町としてはしていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤　満議長　7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員　副町長の言ったことも当然のことなのですが、まずは取り組む人が少ない中で今回手を挙げたということで、その方をまず成功例の一つにしてもらいたいなと。そうすれば、追随する人も出てくるのかなという気持ちからの質問なのですが、そのためには町で何か支援していくことを考えているのかどうかお伺いしたわけなのですが、例えば町の施設で販売するとか、やはり町にも直売所ありますから、そういったところをつないでいってもらえるとか、そういうこともあるとは思うのです。そういったところをお伺いしたわけですが、もしその点に関してできれば。

○遠藤　満議長　岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長　ただいまの質問にお答えします。

実際今回水産物の加工ということで取組を始めている人につきましては、町の防災緑地公園におきます潮風フェスティバルというイベントを毎月行っているわけなのですが、そういった場所での販売におきまして、小規模ではありますけれども、そういった活動を通して販売をしながら少しずつ皆さんにそういった商品を知っていただくという場所も実際設けて町としての支援をしておりますので、そういった活動を継続して、こういった意欲のある方が集まることによりまして、小規模であっても活動が活発になっていくよう今後も町として取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○遠藤　満議長　7番、寺島浩文議員。

○7番寺島浩文議員　農水課長からのそういったこれからも支援していただくということも出ました。6次化推進していくために、やっぱり成功した人が出てこないとなかなか追随する人は出てこないと思いますので、町としても様々な支援お願いしたいと思います。

以上で質問終わります。

○遠藤　満議長　これで7番、寺島浩文議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 ２時１７分 散 会

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和３年第５回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第３号）

令和３年９月１５日（水曜日）午前１０時開議

第 １ 一般質問

５ 番 八 巻 秀 行 議員

- １．町内土取り場の状況と熱海の土砂流失災害に見る懸念について
- ２．災害に強く安心安全な町づくりについて
- ３．縮小する社会教育の更なる振興充実に向けて

１０番 井 上 和 文 議員

- １．新型コロナウイルスの対応について
- ２．子どもを育てる環境づくりについて

出席議員（１２名）

１番	藤田	修	議員	２番	寺島	博	文	議員
３番	齋藤	充	明	議員	４番	水戸	洋	議員
５番	八巻	秀	行	議員	６番	吉田	博	議員
７番	寺島	浩	文	議員	８番	目黒	静	議員
９番	菊地	正	文	議員	１０番	井上	和	議員
１１番	三宅	信	幸	議員	１２番	遠藤	満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大堀	武
副町長	岡崎	利光
教育長	佐々木	孝司
総務課長兼 会計管理	泉田	晴平
企画振興課長	小野	和彦
税務課長	佐藤	茂文
町民課長	大堀	勝文
健康福祉課長	菅野	正浩
農林水産課長 兼農業委員会 事務局長	岡田	健一
建設課長	小野	好生
都市計画課長	加藤	伸二
教育総務課長	目黒	佳子

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤	武	志
書記	菅野	智	佳
書記	岡田	義	仁

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。
-

◎一般質問

- 遠藤 満議長 日程第1、一般質問を行います。

演台でのマスクを外しての質問及び答弁を認めます。なお、自席での質問及び答弁は、マスクの着用をお願いします。

通告順に発言を許します。

5番、八巻秀行議員。

〔5番 八巻秀行議員登壇〕（拍手）

- 5番八巻秀行議員 皆さん、おはようございます。受付順位4位、議席番号5番、八巻秀行です。
よろしくお願い申し上げます。

このところの異常気象によって、観測史上3位の長雨と低温によって、水稻の晩生、天のつぶとかコシヒカリでありますけれども、作柄、そして不作が心配されるところであります。そして、新型コロナウイルスによる第5波の爆発的な感染拡大は、国内ではこれまで、今日9月15日現在165万1,000人を超え、9月9日には緊急事態宣言や蔓延防止の重点措置を見直して宮城県、岡山県を緊急事態宣言から蔓延防止措置に移行をさせ、今月末まで延長することになっております。

こんな中、我が町も65歳以上高齢者や64歳から12歳までの方々の集団接種は、6月の11日から8月27日まで行われ、集団接種でできなかった方や改めて希望をする方には医療機関において個別接種が行われており、感染拡大の早い収束を期待するものです。

そして、東日本大震災から10年6か月が過ぎておりますけれども、まだまだ復興が道半ばであります。例えばスマートアグリ、6次化施設は、一昨年10月発生の台風19号の影響によりまして進出企業が白紙となり、今後の大きな課題となっております。

また、津波復興拠点整備拡大区域には、国道側の約6,900平方メートルにドラッグストアが立地しましたがけれども、残る東側の1万2,000平方メートルの活用が課題です。また、被災した防集元地の活用も全く進んでいない状況であります。

一方、相馬港4号ふ頭のLNG基地では、世界最大級の23万キロリットル1、2号機のタンクは、仙台までのパイプラインによって本格操業を始めており、福島天然ガス発電所の1、2号機も営業運転が開始され、不交付団体を見据えた町の将来にとりまして活気の出る明るい兆しがどんどん加速をしております。復旧復興のスピードを速めて、快適で住みよい笑顔あふれる新しい新地町の創造を目指して一般質問を申し上げたいと思います。

今回私は、件名1、町内土取り場の状況と熱海の土砂流出災害に見る懸念について、件名2、災害に強く安心安全なまちづくりについて、件名3、縮小する社会教育のさらなる振興充実に向けての3件について伺いをいたします。

件名1、町内土取り場の状況と熱海の土砂流出災害に見る懸念について伺いをいたします。このところの異常気象により、記録的な大雨で河川の氾濫や土砂災害が各地で相次ぎ、甚大な被害が出ております。熱海の土砂流出災害では、8月27日現在、25人の貴い命が奪われ、いまだに2人が行方不明となっています。このことから、当町でも東日本大震災以後、埋立て用の土取り場として町内各地区の、約6地区であります。11.6ヘクタールの現場もあって、これまでも大雨ごとに下流の農業用ため池に流れる泥水ですけれども、あるいは土砂流出の被害が発生しております。

こういうことから、1つ目は、これまでの泥水を含む土砂流出に対する苦情の件数、あるいはこれをどのように処理をし、関係する地域の理解を得てきたか、伺いをいたします。

2つ目ですけれども、町内土取り場は上真弓、ここは字水神ですけれども、約9,000平方メートル。大山田、ここは字大山田65番地ほかですけれども、8万9,000平方メートル。鉄炮町9,000平方メートル。菅谷上耕土も、こども9,000平方メートルくらいの6箇所があって、合計で11.6ヘクタールがございます。全て切土でありますけれども、度々の地震もあり、付近には人家もありますので、災害の心配をするものです。熱海の土砂流出災害のような心配はないのか、伺いをいたします。

3つ目は、土取り場の許可は、森林法第5条の規定によって、森林開発、林地開発の許可制になっており、その面積によって規定をされております。市町村の権限もあって、植林して山林に戻すことになっておりますけれども、今後も異常気象が予想される中、現状を見ますと赤砂の底土で全く肥料もない。そのため、木は育たず、手入れをしないと山林に戻らない。長くそれなりの手入れをしないと育たない。枯れてなくなっているところもあるのであります。山林に戻す努力が必要ですが、荒れ地になっております。こんな状況でよいのでしょうか。どのようにお考えか、伺いをいたします。

4つ目ですけれども、新たな土取り場を造らない自然環境保全と景観形成について伺いをいたします。自然の形状を変えるような行為は、災害を引き起こす要因となります。人災を引き起こすことのないよう、景観形成に努めなければなりません。このような現地は民間の山林でありますけれども、災害が発生すれば最終的には町が責任を持たなければならないからであります。町内の土取り場の大山田では令和6年の3月12日までの許可が出ているようでありますので、こういうところも含めて新たな土取り場を造らない自然環境保全と景観形成に努力をすべきであります。お考えを伺います。

続いて、件名2、災害に強く安心安全なまちづくりについて伺いをいたします。ある自治体では、コロナ禍で生活に困窮している住民に生理用品を無償で提供する取組を進め、そういう自治体

が注目をされております。8月29日新聞紙上によりますと、生理用品を義務教育学校、公共施設に設置をし、学生などの経済的に困窮している方を対象に支援をしている自治体の数が全国581、全自治体の32パーセントに当たりますけれども、達しております。内閣府の前回調査、これは5月の19日で行った調査ですが、252に比べ大幅に増加をしております。当町におきましても、ぜひ小中学校、高校、公共施設に設置する取組を行ってはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

2つ目、避難所や防災備蓄用品に加えてはどうか、お伺いをいたします。被災自治体への支援物資の調達は、防災用の備蓄を活用している市町村が最多で、町独自の予算措置で企業あるいは住民から寄附を受けるケースもあるようであります。全ての避難所に防災必要品として生理用品を備蓄して必要とする方に提供してはどうか、お伺いをいたします。

また、県内の他自治体では、障害者自立支援相談窓口、あるいは子育て世代包括支援センターでも生理用品を配布しております。当町におきましてもこんな取組をすべきと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

続いて、件名3、縮小する社会教育のさらなる振興充実に向け、お伺いいたします。1つは、これまで長くスポ少は、柔道、剣道、空手、野球、バレーボール、バスケットボール、サッカーの7種目に、野球部は3団体、バレーボールは2団体の11チーム、団員数は今回の令和2年の決算では183人程度で活動してまいりましたけれども、令和3年の4月28日現在、新地ファイターズはなくなって、7種目10チーム、153人となっております。スポーツ少年団は、縮小するばかりであります。少子化の中、子どもたちも少なくなっていると思うのですが、スポ少が振るわなくなっているのではないかと危惧するものであります。新地ファイターズのなくなった原因あるいはスポ少全体の現状と課題をどう考えているか、お伺いをいたします。

2つ目ですけれども、スポーツ少年団の野球部に見る社会教育のさらなる振興充実についてお伺いいたします。スポーツ少年団野球、バレーボールの存続は、各小学校のみでは成立できなくなっております。どう振興していくか、さらなる充実と努力をすべきであります。我々の保護者の時代とは違って、今の保護者は子どもをスポ少、それから部活動も入れない、入れようとしにくい環境があるように思います。子どもたちは、パソコンゲームで遊ぶ、また東日本大震災以降、外で遊ばせない環境や、あるいは子どもたちの興味が新しい遊びに移行していると思うのであります。今回の東京オリンピック、それからパラリンピックを見て、親も子もスポ少に興味を持つような取組が必要だと思います。そして、もっと多くの指導者をもってお友達を育成する取組、努力をすべきだと思います。すなわち人づくりのための社会教育の振興、生涯学習の大切さを申し上げたいと思います。まちづくりは人づくりからと言われますけれども、全く野放しの社会教育ではないかと思っております。もっとも現在は、コロナウイルスや最近の自然災害で手が回らないことは重々理解しておりますけれども、さらに力を入れるべきではないかと思っております。お伺いをいたします。

以上申し上げましたが、よろしくご回答をお願いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 5番、八巻秀行議員の質問にお答えをいたします。

初めに、町内土取り場の状況と熱海の土砂流出災害に見る懸念についての1点目、これまでの土砂流出等に対する苦情件数や、これをどのように処理し、地域の理解を得てきたかについてですが、これまでの苦情件数については、大雨の発生後などに年1件程度であります。土取り作業中で区域外に土砂が流出した際は、速やかに町で状況を確認の上、業者へ土砂の撤去指導や新たに流出防止対策を講ずるなどの施工方法の追加び改良を実施するよう指導しております。

次に、2点目の町内土取り場は切土だが、土砂災害の心配はないかについてですが、次の3点目の質問にも関連しますが、山林から土砂を取る場合、関係してくるものが3つあります。1つ目が伐採届、2つ目が林地開発許可、3つ目が採石法の許可であります。1つ目の伐採届は、地域森林計画の対象となっている民有林である5条森林の伐採を行う場合、面積にかかわらず町に提出が必要です。2つ目の林地開発は、森林において土砂採取や林地以外に転用するなどに提出が必要であります。面積が1ヘクタールを超える場合、県知事の林地開発許可となり、県から町に意見が求められ、町では開発計画に当たって留意する事項など、関係課の意見を付して県に回答しているところであります。許可基準の中で、災害の防止、水害の防止、水源の涵養、環境の保全について審査し、全てにおいて問題がないと判断された場合に許可されることになります。1ヘクタール未満の場合は、土砂の流出や災害の未然防止を目的とした新地町林地適正利用指導要領に基づき小規模林地開発計画書を町に提出していただき、聞き取りや指導をしております。指導内容の一例としては、法面について崩壊のおそれがないような措置を講ずること。また、作業期間中に区域から土砂流出がないように、沈砂池及び水路の堆積土の撤去など、十分な対策管理を行うなどがあります。3つ目としては、採石法についてですが、採石法第33条に基づく岩石採取計画の認可が必要です。申請は、県に認可申請書を提出することになります。認可に当たっては、県から町に意見が求められ、町では採取計画に当たって留意する事項など、関係課の意見を付して県に回答しているところあります。今後も、現地パトロールを行うなど、現地の状況確認を行うことにより、土砂災害の未然防止に努めてまいります。

次に、3点目の土砂を取るには森林法第5条の規定で林地開発制度により県の許可制になっており、その面積によって市町村の権限もある。これまでの経過と対策はないか。植林だけでいいのかについてですが、県と町の権限については、2点目の林地開発の部分で回答したとおりであります。植林については、伐採届の提出の際に5条森林の目的を失わないよう、最後に森林を元に戻すという観点から指導を行っておりますので、引き続き指導の強化に努めてまいります。

次に、4点目の新たな土取り場を作らない自然環境保全と景観形成をについてですが、福島県では自然環境保全法に基づき、自然環境保全地域を県内47箇所指定しています。自然環境保全地域

において指定されている公園については、県に対して事業者が、特別地域であれば許可を受け、普通地域であれば届出をしなければ行うことができません。町内では、唯一鹿狼山を中心とした地域をケヤキ等の天然林、地形などを対象に普通地域に指定されております。土石の採取等の場合、200平方以上かつ法面高5メートル以上の規模が届出の対象となり、県に対して手続が必要となります。景観形成に関しましては、景観法及び福島県景観条例によって基準が定められているところであります。この県景観条例は、届出行為を行う場所の周囲との景観形成を図るよう努める内容となっております。なお、対象となる採掘については、土取り面積が3,000平方メートルを超えた場合において、県より町が意見を求められることになっております。

次に、災害に強く安心安全なまちづくりについての1点目、コロナ禍の中、小中学校や公共施設に生理用品を設置してはどうかについてですが、これまで新地町においては公共施設に生理用品を用意したり、配布したりするなどは行っておりませんでした。今般、新型コロナウイルス感染症拡大により、経済的な理由で生理用品を購入できず、困窮している女性の方が多くいるなどの生理の貧困が社会問題化しているところであり、福島県では男女共生センターを中心に、NPO団体等とも連携しながら市町村を通じて生理用品の県民への配布を行っているところであります。新地町に対しても9月3日に22枚入り36パックが送付されましたので、早速公民館へ設置したところであります。今後も学校や関係機関等と連携し、状況を把握しながら設置等について検討してまいりたいと思います。なお、小中学校においては、養護教諭による保健指導や健康相談の一環として保健室に常備し、必要なときに生理指導を兼ねて児童生徒に無償で配布しております。

次に、2点目の避難所や防災備蓄品に加えてはどうかについてですが、町では防災備蓄物資として災害時に避難された方々などが必要となる飲食料や生活必需品を備蓄しております。その中で、生理用品については現在備蓄しておりませんので、今後年度ごとに計画的に整備、補充を行い、災害時には必要に応じて各避難所へ配布したいと考えております。

次に、縮小する社会教育のさらなる振興充実に向けての1点目、スポ少野球部の新地ファイターズはなくなり、7種目10チームとなった今、その原因やスポ少の現状と課題はについてですが、スポーツ少年団はスポーツによる青少年の健全育成を目的として、子どもたちの健やかな心身の成長に寄与するとともに、集団による社会活動を通じて協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりの心を学ぶことができる場としての役割を担っていると認識しております。本町のスポーツ少年団は、7種目11団が活動しているところです。現在、少年野球チームの新地ファイターズでは、団員数がゼロとなり、団の登録はされているものの、存続の危機となっております。また、スポーツ少年団全体の団員数についても、年々減少傾向にあります。少子化による子どもの数が年々減少し、絶対数が少ないことが構成人員の減少の大きな要因であると推測しております。しかし、新地町におけるスポーツ少年団の加入者数及び加入率は、県内でも高い水準にあります。これは、各単位団が団員確保に向けて工夫した取組を継続している結果であると考えております。今後は、各単

位団と町スポーツ少年団本部との連携を密にして状況把握に努めるとともに、それぞれの課題を共有し、課題解決に向けた今後の方策について協議を行い、団員の確保やさらなる組織体制の強化が図られるよう、町として働きかけてまいりたいと考えております。

次に、2点目の野球、バレーボールスポ少の存続は、各小学校のみでは成立できない。どう振興するか。さらなる充実をすべきではないかについてですが、現在町スポーツ少年団の単位団の中で、小学校単位で団員を構成しているのは野球の駒ヶ嶺バッファローズのみで、その他の単位団は複数の小学校または小学校の単位にこだわらない形で団員が構成されています。障害者についても、その本人やチームの特別な事情がある場合など、限定的に入団を認めている事例もあります。町スポーツ少年団としても、各単位団の様々な事情、状況に柔軟に対応し、団員確保並びに団存続に努めているところであります。また、スポーツ少年団に対する町の取組として、これまでも活動の支援並びに指導者の育成を目的とした補助金の交付やスポーツ少年団に係る各種研修会についての情報発信、さらに県大会以上の大会に出場する場合には激励金交付などの支援を行っており、各単位団の強化につながるよう努めているところであります。今後もスポーツ少年団の活動支援の継続に努めてまいりたいと考えております。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ただいまそれぞれご回答いただきました。それでは、再質問を申し上げます。

1つですけれども、当町でも東日本大震災以降、埋立て用の土取り場、6地区、11.6ヘクタールがありますけれども、これまでも大雨ごとにため池に流れて、泥水や土砂流出被害が発生をし、私も大山田の沼ノ沢ため池に流れ込んだ泥水の被害のときには何回も行きまして、その状況を担当課にお話を申し上げております。そういう中で、今のところ納得のいくような結果になっていないわけです。また、私は地元で水利員をしていた関係から、上耕土ため池に流れ込む泥水で濁りが発生をし、心配して担当課に改善の申入れをしておりましたけれども、これもまたいまだに改善をされていない。このところの大雨で、泥水がどんどん入ってきているというようなそういった苦情、相談件数を申し上げたわけでありすけれども、ただいまの回答は1件程度というようなことですが、処理をどうしているか、関係する地域の方々の皆さんに理解をされているのかどうか、その辺を再度お伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、沼ノ沢ため池の件についてですが、こちらにつきましてはまず土砂取りの部分についてはまず雨水対策として沈砂池を設けた形にしておりまして、まず雨水の流れとしましては沈砂池に1度入るような形を設けまして、そこから沼ノ沢ため池に直接水が流れ込むような形ではなく、1度その沈砂池から昔のため池あるのですけれども、そちらにその雨水は入り、そこから水路を通過して沼ノ沢のため池に入るような形の対策を取っております。

議員からお話がありました令和元年の際の大雨の対応ということであると思いますけれども、まずは町で現地を確認しました。そのときは、水利組合の方と一緒に現地を確認しております。直接の土取りの土砂の流入ということではなく、議員からあったように濁りの水の原因につきましては土取り場からの崩れではなく、昔のため池のところで崩れがあったというところで町としては確認しまして、対応しましてはその昔のため池の部分の洪水吐の改良と水路の改良という部分を指導して対応しまして、水利組合の方とも現地を確認して対応してきたという部分であります。

2つ目の菅谷ため池の部分につきましては、こちらと同じく山林から、その土取りの部分から菅谷ため池に直接雨水や土砂が流れ込まないように、沈砂池を整備して対策しております。あわせて、こちらの水利組合長と話しまして、ため池の上部の部分にも土のうなどを積みまして、ため池には直接土砂が流れないような対応をしていると。ただ、議員からもありましたように、2年前の大雨ではその進入路の部分に設置した鉄板の上に水が流れて農道なり水路等に土砂が流れたという部分もありますので、対応としてはその土のうでの対策なども今後指導していきながら、速やかにそういったことがあれば町で現地を確認して、災害の未然防止につながるような対応をしっかりと行っていくということで進めていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 今、お話をいただきましたけれども、その苦情の件数、回答では年1回というようなご回答でありましたけれども、そういった苦情等、相談とかも入りますけれども、そういうのは全て課長で解決をしているのかどうか。やはり副町長なり、町長あたりまで報告をするというような体制が欲しいわけでありまして、課長止まりで終わっているのではないかと思います。どうなのでしょう。

そして、引き継いだ件数なども人事異動や何かの関係であると思うのですけれども……

○遠藤 満議長 八巻議員、一問一答ですので、1問ずつ質問をお願いします。

○5番八巻秀行議員 はい。では、課長止まりで終わっているのかどうかお伺いします。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 当然こういった大きな災害につながるような案件等、そして苦情来て地域の影響が出るような部分につきましては、課で対応した報告というものを上に上げること、なお毎日朝庁議を行っておりますので、そういった場でも関係各課にも伝わるような形で確認をしているという状況であります。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ぜひそういう連絡、報告、そういうものは怠らないでやってほしいなと思います。

そして、その処理についてですが、やはり記録に残しておくというような努力も必要ではないかと思いますが、どんなふう to 処理をしているのかお伺いします。報、連、相とよく言われますけれども、報告、相談、連絡、そういう処理をしてほしいなと思いますが、どうですか。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

こういった大雨のときに出た苦情、そして対応につきましては、主に農林の整備係で対応します。対応に当たったときには、こういったところからまず連絡が入ってきたのか、そういった対応をした人の当然お名前と連絡先というものを、現地調査の確認書がありますので、そういったところにまとめまして、課内で確認した上で記録として残しているという状況であります。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ぜひそういう記録を残すということは大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

そういう中でありますけれども、実態はなかなかそういう苦情が解決をされないというようなことがありますので、そういうことが後々の行政に対する不満につながっていくのだろ う と思いますので、しっかりと対応していただきたいなと思います。

続いて、その土取り場の状況でありますけれども、上真弓と大山田3箇所、鉄炮町、それから菅谷であります。全て切土であって、度々の地震があって、家もあるというようなことでやはり熱海の災害を心配しているわけでありますけれども、回答が林地開発の法律とか、それから条例等によって対応しているということでもありますけれども、この辺についても一度再度ご説明いただきたい と思います。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 まず、町長の回答でもお話しさせていただきましたけれども、災害の未然防止という対策をもって許可はされると。具体的な例も述べましたけれども、まず切土を行う場合には法面の勾配や高さなどを考慮して安定勾配となるような指導をしていると。あと、法面が雨水などにより浸食されるおそれがある場合には法面保護の措置を講じるなどの指導もしておりまして、そういった対策を工事に入る前にはしっかり指導、対策を行って工事に入っているという状況でございます。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 こういう防災上危険な現地でありますので、よく真剣な対応をご期待申し上げたいと思います。

続いて、生理用品の義務教育学校、それから公共施設への設置ですけれども、4月の22日に男女

共生センターから36枚と言いましたね。頂いているというようなことで、大変いいなと思いますけれども、この問題は3月の4日の「おはよう日本」、それから4月6日「クローズアップ現代」で取り上げられております。今、ご回答は、保健室あるいは保健センターに設置をしているということとありますけれども、どのくらいの利用度があるのか、再度お伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 学校では常に用意してございますので、何人、何人ということではなくて、成長の、発達の著しい生徒に対しては、相談があった場合に与えていると。これなぜかといいますと、個人によって発達段階に差異があります。ですから、皆一律に、恐らく議員さんは一律にと、こういう話があるだろうと思うのですが、ちょっとそこに微妙な心身の発達段階の差異がございますので、それが差別につながらないような形で保健室で指導しながら、今家庭教育でもそういった指導がなされていると思うのですが、しっかりとした医学的な見地から指導しております。ですから、何人、何人というデータは養護教諭は把握して、1年間に1度そういった養護教諭等集めて、学校医も集まってそういった会議は行っておりますので、そういうところでは分かるのですが、毎日の状態を報告ということはございません。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 避難所の防災必要品として今まで備蓄をしていなかったというようなことで、これから備蓄をしていくというようなことでありますので、ぜひそういったことを進めていただきたいなと思います。

続いて、先ほども言いましたけれども、自立支援相談窓口、それから子育て世代の包括支援センターで配布をすると、そういう取組が必要かと思います。どうでしょうか。社会で支える課題として取り組めたら、当町はすばらしい町だとほかに誇れる町になると思います。お伺いいたします。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員、今の質問通告ないですよ。要望の中にも入っていないですよ。

○5番八巻秀行議員 いや、でも健康福祉課には言っておりますので、お願いします。

○遠藤 満議長 では、通告は受けていないのだけれども、課長がぜひ答弁したいということですので、菅野正浩健康福祉課長。

○菅野正浩健康福祉課長 ただいまの公共施設に設置してはどうかということで、障害者の相談窓口である健康福祉課、それから子育て世代包括支援センターの窓口である保健センターへの設置ということとありますが、現在子育て世代及び障害を持っている方に限らず、現在のところは生理の貧困につながるような相談等はございません。今後そういったケースがあった場合につきましては、当面については公民館に設置のものを利用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ぜひ一步でも前に進むような対応をお願いしたいと思います。

続いて、スポ少の問題でありますけれども、子どもたちの減少している状況、決算を見ていますと、ここ3年で小中学生52人減っています。先ほど言いましたが、新地のファイターズはなくなって、大変縮小をしているわけでありますけれども、そのなくなった原因というのは何なのでしょう。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 先ほど答弁の中で述べていますが、大きな要因というのはやはり少子化ということでございます。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 そうですね、今申し上げましたように、52人もこの3年間を見ただけで減っているので、やはりそういうものを、親も子もそういうスポ少の振興のために興味を持っていただく取組というか、そういうものを期待したいと思います。

そして、もっとも多くの指導者をもって子どもたちを育成する取組が必要だと思います。社会教育の振興であります。さっきも言いましたが、まちづくりは人づくりからといいますけれども、この社会教育の充実、そして生涯学習の充実のために、なお一層努力していただきたいと思います。再度お伺いいたします。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 今、議員さんがおっしゃったように、まちづくりは人づくりであると。新地町も人づくり、人に優しいまちづくりをモットーとして、役場職員とみんな一丸となって取り組んでいくわけですが、ただし公務員として負わなくてはいけない、基盤にしておかなくてはならないというのは、やっぱり法的根拠だろうと思います。

教育基本法というのがあるわけですが、スポーツ少年団は昔の、以前の東京オリンピック、1964年の東京オリンピックの2年前に設立されました。財団法人の日本体育協会が母体でございます。それで、皆独立した形で、独立した社会教育団体としてスポーツ少年団が組織されたわけでございます。当然設立のときはみんなであわああと盛り上げていったのですが、現段階ではその盛り上がり方があまり激しかったということもございまして、社会教育法、教育基本法も改正されました。教育基本法の中には、国及び地方公共団体、役場ですが、これはスポ少を奨励してくださいということをうたっております。しかしながら、社会教育法には、国及び地方公共団体との関係ということではっきり語られているのですが、社会教育団体に対していかなる方法によっても不当に統制的な支配を及ぼしたり、あるいはその事業に干渉することは駄目ですよと、許さないよと明記されてございます。ですから、例えばその団体は当然団長さんが、会長さんがいらっしゃるわけですから、会長さんを中心として各団体が集まっていいただいて、お話しをいただくというような形で解決を願

うと。自主的、主体的な活動がモットーとして、2001年に法律が改正されたわけですが、21世紀は生涯学習の時代だと、自らの手で課題を見つけて解決していくのだという方向であるのです。ただし、条項ではこれをしなくてはならないということで、地方公共団体では補助金、そして激励金、そのほか各公的な施設、もちろん学校も含まれますけれども、その活用について学校教育を損なわない範囲でそれは提供しなさいとなっております。これは町長からも言われていますので、そのことは念頭に置いてあります。ただし会長さんがおって、一つの大きな組織があるわけですから、そこに町でこうしなさい、ああしなさいというような介入はできないと、してはいけないということが法律でうたっていますので、それを守っていききたいと。ただし、英語で書いてあったりするので、サポート・バット・ノーコントロールと、こううたっています。ですから、調整しては駄目だよと、こう言われています。その方面でバックアップはしていきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、八巻秀行議員。

○5番八巻秀行議員 ぜひ人づくりのための社会教育の充実、よろしくお願ひしたいと思います。しっかりと努力をいただきたいと思います。

最後に、今年は第2期の復興創生期間1年目の年であります。令和12年を見据えた第6次総合計画前期計画の初年度であります。これから実施計画というのが出てくるとおもいますが、新しいまちづくりの実現に向けて、将来を見据えた積極的なまちづくりを期待いたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○遠藤 満議長 これで5番、八巻秀行議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時57分 休 憩

午前11時05分 再 開

○遠藤 満議長 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番、井上和文議員。

〔10番 井上和文議員登壇〕（拍手）

○10番井上和文議員 最後の質問になりました。

昨日来、第一原発で放射性物質の除去装置、ALPSのフィルター25箇所のうち24箇所が破れており、建屋の中に放射能が漏れていた可能性を否定できないというニュースが流れたわけでございます。東電は、2年半前にもほとんど同様のものを確認しながら公表していなかったことについて、原子力規制委員会が根本にあるのは東電の姿勢が問題だとNHKテレビでは報道しておったわけですが、国と東電が一方的に海底トンネルを新設して沖合に汚染水を海洋放出する計画を発表

するなど、海洋放出そのものに県民が納得しておりません。だからこそ、県内で多くの議会が反対、撤回を決議しております。震災後10年を迎え、これから漁業の本格的復興を目指す上においても、町として関係機関と連携しながら海洋放出の撤回に向け運動すべきだということを申し上げ、質問に入りたいと思います。

最初に、新型コロナウイルスの対応についてお伺いをいたします。新型コロナウイルス感染症の第5波は、1年半に及ぶコロナ禍の中でもこれまでに経験したことのない感染拡大になっています。8月後半の全国の新規感染者数は連日2万人を超え、重症者、自宅療養者は過去最多を更新、災害レベルの事態です。その後若干鎮静化をしておりますが、県内では9月8日現在、陽性者が9,130人と9,000人を超え、死亡者は173人となっております。病床使用率は、8月4日現在で78.2パーセント、9月8日現在では40.3パーセントですが、ステージ3の状況です。

新型コロナ感染症は、デルタ株による置き換えりの感染が主流となっており、これまでの新型コロナウイルスとレベルの違うデルタ株は、子どもの感染をめぐる状況も大きく変えました。これまでは感染しにくいとされていた子どもの感染が顕著に増えていることであります。10代以下の新規陽性者が7月半ばから4週間で6倍になったとの報告があり、その中心は高校生ですが、小中学生の学習塾や保育園、学童保育でのクラスターも増えているようです。また、子どもから大人に感染するいわゆる家庭内感染のパターンも増えており、都市部では保護者世代がワクチンが間に合わず、全員が自宅療養となった家族で40代の母親が亡くなった痛ましい出来事は、全国の子育て世代にとって人ごとではありません。町における子ども、児童の感染防止について、ご所見をお聞かせください。

次に、妊婦の対応についてお伺いをいたします。先日、千葉県でコロナで陽性になった妊婦が救急車を呼んでも受け入れる病院がなく、自宅で出産し、その子どもが亡くなるという胸の潰れるような事件が発生いたしました。新地町では、令和2年度49人、令和3年度9月10日現在で21人の母子手帳交付の状況がありますが、お産の後期に感染すると重症化しやすいといった話もあります。ワクチン接種状況はどうなっているのでしょうか。

さらには、昨年7月から相馬の産科医院が休止をしました。妊婦は自分一人の体でなく、2人分であり、母体は変調を来しやすく、一たび何かあれば赤ちゃんの命に危険が及びます。陽性になった場合、受け入れられる環境があるのかどうか、町の妊婦への対応は万全かどうかお聞かせください。

次に、コロナ災害時にふさわしい柔軟な教育の保障についてお伺いをいたします。新地町では現在5人の感染者ですが、お隣相馬市は9月6日で87人、南相馬市は9月10日で272人、お隣山元町は、これは日付がちょっと分かりませんが、50人。丸森町は8月16日で42人、岩沼9月14日で226人、名取市が9月14日で533人と、新地を取り巻く地域では軒並み感染拡大が進んでおります。新地町が少ないのは、3密を回避する、マスクをする、手指の消毒をするなど、原則的な対応を町民の皆

さんが継続して実施してこられたたまものだと思います。ワクチン接種従事の関係職員の皆さんも頑張りました。改めて町民の皆さんの努力に敬意を申し上げます。ただ、今後の感染状況は予断を許しません。ワクチンを接種してもかかるブレークスルー感染も取り沙汰されております。

まさにコロナ災害の中で、学校現場で陽性者が出ることも想定し、一定の臨時休校などもあり得るという視点で考えれば、いち早くICTを活用してきた新地町としてはオンライン授業にすぐ移行できなければなりません。また、例年どおりの授業時間を確保するとすれば詰め込みとなり、子どもたちがストレスをためるだけでございます。学習指導要領の学習内容の精選を行い、限られた時間の中で子どもの成長に必要な行事も行えるようにそれぞれ工夫も求められるでしょう。

コロナ感染は、半数が無症状感染者からであり、無症状感染者の発見と保護が感染対策に欠かせません。文部科学省は、厚労省コロナウイルス対策本部と連名で、8月26日に抗原検査簡易キットを幼稚園及び小中学校に配布すると8月26日に通知をいたしました。職員を基本とするが、小学4年生以上の児童生徒が本人、保護者の同意を得て使用するとしております。ただ、学校現場において、採取に必要な場所、さらには病院で使用しているような感染予防具が設置されているのかという問題や誰がやるのかという問題もございます。コロナ感染拡大を受け、コロナを防ぐためにコロナ災害時にふさわしい柔軟な教育の保障についてお聞かせください。

また、子どもたちは昨年から我慢を強いられ、様々な不満を募らせております。新型コロナウイルスの仕組みを学び、受け身ではなく、自分の頭で考え、納得して行動する、部活動もこれなら可能ではないか、受験勉強はこれでどうだ等々、自分たちの学校生活の前向きな話合いを行うことこそこの時期に欠かせない学びでありましょう。

また、新聞に報道された東京町田市の市立小学校に通う小学6年生の女子児童が、同級生からいじめを受けたという内容のメモを残して自殺していたことが分かりました。小学校で1人1台配られたタブレット端末のチャット機能を使って、うざい、キモいなどの悪口を書き込まれていたとのことであります。それから、ICTでタブレット活用の時代が当たり前になる中で、人と人とのコミュニケーション、つながり、連帯、絆など、コロナ禍でも人づくり、人格の形成は重要です。コロナについての学びとコミュニケーションの重視についてお聞かせください。

大きな質問の2つ目は、子どもを産み育てる環境づくりについてお伺いをいたします。新地町の児童生徒数の推移を見ると、1967年、昭和42年には小学生1,166名、中学生749名、合計1,915名、1997年、平成9年には小学生が619名、中学生が397名の1,016名、2005年、平成17年には小学生511名、中学生285名の796名、そして2020年、昨年、令和2年には小学生402名、中学生222名、合計624名と、半世紀の間に約3分の1に減ってきました。少子化の要因は、社会、経済的問題やご夫婦の考え方、個人的な問題、家庭環境の変化、労働環境の変化など、複合的な関連を持つ各課題があると思います。ただ、日本全国どこでも少子化なのでしようがないといえそこでは話は終わります。各課題をどう解決するかが、震災10年を迎え、問われているのだらうと思います。子どもを育てるの

は新地町がいいなと名実ともに言われるためにはどうするのか、何が足りないのか、まさに第6次総合計画の初年度として正念場だと思います。ご所見をお聞かせください。

次に、国保の均等割はやめることについてお尋ねいたします。次に、経済的課題の中から、農業者や自営業者、最近は派遣やアルバイトなど、国保の加入者の高齢化の進行、非正規労働者など、低所得加入者が増加するなど、構造的な問題がある一方、世帯人数が多ければ多いほど保険料が高くなる均等割が国保だけにあり、町民の負担を一層重くしているわけでございます。均等割は、ゼロ歳児の赤ちゃんにもかかります。子どもを産めば産むほど税負担が増える、まさに子育て支援に逆行するわけであります。ですから、全国知事会も再三にわたり、国費の1兆円公費投入で協会けんぽの負担を減らすことを要望しております。

また、国民や関係団体の要望を受け、国では全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部改正を行い、子ども・子育て支援の拡充ということで育児休業中の保険料の免除や子どもに係る国保の均等割の減額措置の導入を決定し、来年4月1日より未就学児の均等割を公費支援することとなりました。

町の国保は、これまで時間をかけて資産割を廃止をしてまいりました。国が子育て支援にかじを切ったということも踏まえ、子育て世代の支援の中で国保税の子どもの均等割を廃止すべきではないかと思います。また、財源については、子育て支援という施策に鑑み、一般会計から負担すべきだと考えますが、ご所見をお聞かせください。

以上です。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 それでは、10番、井上和文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルスの対応についての1点目、子ども・児童の感染防止についてですが、新型コロナウイルス感染防止のため、保育所では保護者に対してマスク着用で登所し、自宅で検温した値を報告するよう依頼しており、保育室への入室を原則制限しています。また、うがい、手洗い、手指消毒やドアノブ、テーブル、遊具等の消毒はもちろんのこと、各保育室にオゾン発生装置を設置するとともに、定期的な換気を実施しております。行事等は、参集者を制限し、プログラムの見直しで時間を短縮するなど、状況を把握しながら行っています。児童館、児童クラブにおいても、入館時のサーマルカメラによる検温のほか、うがい、手洗い、手指消毒の徹底、オゾン発生装置を設置するとともに、時間帯による利用者の密を防ぐため、児童を屋内、屋外活動にバランスよく分け、感染症予防に努めております。

保育所と児童館、児童クラブ利用に当たっては、体温を含め、体調がふだんと違う場合は利用を控えていただくとともに、施設内の密を回避するため、保護者等が休暇等で自宅にいる際は、できる限り家庭での保育をお願いしているところであります。

学校関係では、令和2年3月、新型コロナウイルス感染症の流行により、小中高等学校が全国一斉に臨時休業しました。あれから約1年半がたちますが、今なお新型コロナウイルスは変異を繰り返し、感染力を強め、日本だけではなく、世界中で猛威を振るっております。町では、これまでに子どもたちの大切な命を守るとともに、安心して学習できるように様々な感染対策を行ってまいりました。

具体的には、アルコール消毒機器や自動検温器、オゾン発生装置、空気清浄機、蓋つきごみ箱を設置するなど、感染リスクを下げるための設備を全ての学校に整備してまいりました。また、県の令和3年度福島スクール・サポート・スタッフ事業を活用し、町内の全ての学校にスクール・サポート・スタッフを1名ずつ配置し、校舎内外の施設、設備の消毒を徹底して行っております。

さらに、学習や生活指導では、文部科学省のガイドラインに基づき、保護者の協力を得ながら毎日の児童生徒の健康管理を徹底するとともに、3つの密、密閉、密集、密接を避ける、マスクを着用する、手洗い、うがいを徹底するなどの基本的な感染対策を継続するとともに、感染状況に応じて感染リスクの高い学習活動や部活動等を行わないようにしております。あわせて、新型コロナウイルス感染症に関するストレスの解消、いじめや偏見等の防止対策に関しましても、学校だよりやホームページ及び教育委員会通知などで適宜正確な情報提供を行っております。

夏休みが明け、各地で新型コロナウイルスに関する不安などから登校を控える児童生徒が多数出ていることが報道されております。幸いにも本町ではそのような事態には至っておりませんが、今後変異株が原因でワクチン接種の対象となっていない小学生以下の子どもの感染増加や学校でのクラスターの発生、子どもからの家庭内感染などが懸念され、今まで以上に学校での感染対策が重要になっています。今後も家庭と協力し合いながら、基本的な感染対策をより徹底して、児童生徒の感染防止に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、2点目の妊婦の対応は万全かについてですが、厚生労働省からの事務連絡による妊娠中の者への新型コロナワクチンの接種及び新型コロナウイルス感染症対策の啓発では、妊娠中に新型コロナウイルスに感染すると特に妊娠後期は重症化しやすく、早産のリスクも高まるとされております。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、妊娠中の者への感染例も多数報告されている中、関係学会から改めて妊婦等への新型コロナワクチン接種に関する呼びかけがなされているところです。日本で承認されている新型コロナワクチンが、妊娠、胎児、母乳、生殖器に悪影響を及ぼすという報告はありません。妊娠中の者は予防接種法上の努力義務の適用は除外されているものの、予防接種法に基づく接種勧奨の対象とされているところでもあります。このことを踏まえ、町ではワクチン接種を希望する町民は、妊婦さんを含め感染による重症化リスクの回避のため、8月には予定どおり2回目の集団接種が終了したところでもあります。

また、福島県では、保健所と全消防機関とが協定を結び、新型コロナウイルス患者を必要な医療機関へ搬送するとともに、速やかに治療が受けられる救急体制を整えております。福島県内の新型

コロナウイルス患者受入れのための病床等の状況については、県内の感染拡大状況を踏まえ、8月11日には確保病床が496床から597床に、8月18日には637床に拡充され、入院治療の必要のない軽症者等のための宿泊療養施設についても、8月11日には277室から337室に、9月2日には503室に拡充されたところであります。新型コロナウイルスに感染した場合、新型コロナウイルス患者受入れ医療機関において、妊娠中であるかないかも含め、症状に応じた治療が受けられる体制を整えており、万が一重症化する場合などには高度医療を担う福島県立医大等で治療を受けることとなります。町では、引き続き妊婦の方等が必要なときに適切な医療を受けることができるよう、県に対して医療提供体制の確保を要請してまいります。

次に、3点目のコロナ災害時にふさわしい柔軟な教育の保障についてですが、学校において感染者が発生した場合については、町対応マニュアルに沿って保健所や学校医の助言等を参考にし、新地町新型コロナウイルス感染症対策本部会議で検討し、児童生徒を欠席扱いとはしない出席停止措置や学級、学年、学校単位での臨時休業措置を行うなど、感染の拡大状況と児童生徒等への影響を踏まえて判断することにしております。

なお、児童生徒への感染が拡大し、臨時休業や出席停止などにより、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、ICTを活用した学習指導が円滑に行えるよう、学校での体制づくりが確立しております。GIGAスクール構想により1人1台の端末環境が整備され、国からは遠隔、オンライン教育をはじめ、ICTを活用した学習指導等の積極的な実施が求められております。本町では、これまで取り組んできたICT教育の経験と実績を生かし、緊急時における学びの保障を家庭、保護者と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目のコロナについての学びとコミュニケーションの重視についてですが、学校ではこれまで新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、感染症の発症要因や症状、拡大防止対策等について、各校の児童生徒へ指導してまいりました。感染拡大防止対策としては、3つの密を避ける、マスク着用や手洗いなどの手指衛生、毎日の検温など、基本的な感染対策を継続する新しい生活様式の導入など、学習内容や活動内容を工夫しながら、可能な限り授業や部活動、各種行事等の教育活動を学校、家庭及び地域の協力を得ながら進めております。また、授業中における対話的な学びを伴う学習活動や近距離で活動する授業については、地域の感染状況に応じ適切な対策を講じた上、実施しております。さらに、感染症に振り回されない正しい情報収集と感染者、濃厚接触者やその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないために、道徳の授業や集会等で児童生徒にコミュニケーションを取る上での言葉の重要性などを指導するとともに、各家庭へ通知して保護者や地域住民へ誹謗中傷防止の啓発も行っております。

次に、子どもを育てる環境づくりについての1点目、出生率の現状と課題についてですが、厚生労働省が発表した2020年の人口動態統計によると、国全体の合計特殊出生率は1.34で、5年連続の低下となっております。合計特殊出生率とは、1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに

産む子どもの数の平均値を示したものであります。2021年には、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、さらに低下する可能性が高いとされております。

厚生労働省人口動態統計特殊報告による2000年以降の当町の合計特殊出生率は、2002年までが1.71、2003年から2007年が1.54、2008年から2012年が1.47、2013年から2017年が1.5と減少傾向になっております。近年、全国平均値より高いものの、福島県の平均値より若干低い値となっております。最近5か年の当町の出生数は、2016年が63人、2017年が55人、2018年が58人、2019年が50人、2020年で47人となっており、50人前後で推移しておりますが、長い期間で見ると減少傾向であり、いわゆる人口ピラミッドが、ピラミッド型からつぼ型に変わってきております。

一般的な少子化の要因として、婚姻率の低下や晩婚化による出生率の低下などが挙げられております。当町においても、婚姻率が低下傾向であること、15歳から19歳の年代の転出が多いこと、20代と30代の若年人口が減少傾向であることなどの要因があります。日本の人口を維持していくためには、2.07の出生率が必要とも言われております。出生率の低下はさらなる少子化を進めることになり、将来的に安定した人口構造が保持できなくなることが懸念されております。

次に、2点目の国保税子どもの均等割をやめることについてですが、町では福島県国民健康保険運営方針に基づき、資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収を行っており、保険税についても所得割、均等割、平等割の3方式で賦課を行っております。県の運営方針では、令和11年度を県統一保険税の開始予定時期と定め、市町村国保運営安定化等連絡会議ワーキンググループにおいて、保険税等について検討を行っております。町では、県の運営方針に従って賦課を行っており、町独自の子どもの均等割の減免等は現在考えておりません。

なお、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、令和4年4月1日から国民健康保険税について、未就学児に係る均等割が公費負担により5割軽減されることとなります。世帯の所得割等の状況により、最大で7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分为減額され、8.5割の軽減となりますので、子育て世代の経済的な負担軽減が図られるものと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それでは、再質問をいたします。

それぞれご答弁をいただきました。今、感染の状況がテレビなんかで落ちてきたと、東京なんかでも落ちてきたということなのだけれども、やっぱり専門家なんかは冬場にかけて第6波来るのではないかみたいな話もございます。一番大きいのが、前段にもお話しいたしましたように、ワクチンを打ったからといっても感染する。ブレークスルー感染と言うそうですけれども、かなりあると。ワクチン打てば重症化しないということもあるのですが、やっぱり感染するのだと、今までにない注意がこれからも必要だということがやっぱり言えるのだらうと思っています。

それで、この通告を出した8月末あたりは、8月の感染者がものすごく増えておりました。先ほどこっちとお話ししましたけれども、特にその中で10歳未満の感染なんかも、小学生もあったと。これは、相馬市で3人、南相馬市で4人でしたか。ですから、この新地町を取り巻く周り全体がそういう増えている環境にあるので、そこら辺の注意が特に必要なのだろーと思っっています。

今、答弁いろいろありましたけれども、子どもたちのマスク、今はマスクしていると思うのですが、この不織布マスクというのですか、前は子ども用の小さい布マスクみたいないろんなのあったのだけれども、やっぱりこの不織布マスクというのが非常に有効だということが言われているのだけれども、この辺をやっぱり保育所とか児童とか小中学生とかに配布してきちっとやったらどうなのかなとちょっと1つ思います。あわせて、新地町として65歳以上は91パーセントだっけか。それで、64歳から12歳まで81パーセントでしたか。そういう点で、まだまだ65歳で二千何百人だから、大体町全体で未接種の方も1,000人弱ぐらいいるのかなとちょっとざっくばらんに思うわけですが、この個別接種の進捗と併せてこの不織布マスクの配布、提供なんかも、これ大したお金もかかりませんから考えたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○遠藤 満議長 井上議員、このマスクの配布についてだけ最初質問、答弁してもらいます。一問一答でいきますので。このマスクの配布について答弁。

大堀武町長。

○大堀 武町長 確かに布とかそういったものよりも不織布マスクが防ぐのにいいと言われております。議員がおっしゃるように、いつまで、どのぐらいの数を供給続けるかということもありますが、検討はさせていただきます、どの程度出せばいいかという。あとは、新聞報道も含め、今いろんなところでマスクを配ったけれども、ちっちゃくて駄目だとか、一応苦情、クレームもあると。年齢幅があるものですから、非常に対応するところが難しいかと思いますが、それらを含めて少し検討させていただきます。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 ぜひそれは検討されて、小学生と中学生、あるいは保育所は同じ大きさにはならないと思いますが、親も準備はしているとは思いますが、やっぱり安心して、これ今後とも感染続くのだと、感染対策やるのだという町の意味としてこれぜひ検討して実施してください。

それで、これ健康福祉課長になるのか、ワクチン接種新地町も相馬市並みに進んできているのだけれども、どうしても体調が思わしくないとか、いろんなことで接種をされていない、まだ未接種の方もいるのだろーと思っいます。個別接種を続けて、なるべく受けないリスクよりも受けるリスクが低いというようなことも科学的に言われておりますから、この辺についての状況をちょっとご説明ください。

○遠藤 満議長 井上委員、ちょっと質問確認します。これ（1）番の子どもの感染防止についての

ところの接種ということでもいいのですか。大人の部分についてもという質問なのだけれども、これ通告にこここのところ出ているのか。課長で大丈夫。通告的には出ていないのだと思うのだけれども、答弁できる範囲で課長から答弁してもらうようにします。

では、菅野正浩健康福祉課長。

○菅野正浩健康福祉課長 ただいまの質問にお答えいたします。

個別接種の状況ということでございましたが、8月27日に集団接種を終えまして、8月20日の広報配布に合わせて個別接種の申込みについて町民の皆さんに周知をしたところでございます。ワクチンの有効期限もございますので、9月15日を最終申込みの締切りということで、8月20日以降、広報紙、それから防災無線等で町民に周知をしてきたところでございますが、その後70名以上の方が個別接種追加で実施したいということで申込みを受けております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 私も認識を新たにしましたけれども、今までは小さい子どもは感染しないのだという認識、私も思っていたのですが、最近は子どもから大人に感染する家庭内感染とか、そういったものがどんどん増えていると。これも前段申し上げましたけれども、そういった意味で家庭内の感染を減らす、大人が感染対策をしっかりやるということがやっぱりひいては子どもを守っていくということにつながるわけですから、この辺は町としてもしっかり意を用いて啓発、これを進めていただければと思います。

それで、子どもさんと児童、特に保育所なんかちょっと私心配しておったのですけれども、児童の感染が相馬でちょっとあって、ある新地保育所の親御さんが病院に行ったらば、どこの保育所ですかと病院から言われて、いや、新地保育所ですと言ったらば、では診ますということ、そんなこと言うのかなと私は思ったのですけれども、大分医療機関もぴりぴりしているのかなとちょっと思ったのですけれども、原則的なことはやられているのだろうと思いますけれども、どうしても保母さんなんかよりリスクをかなり持ちながらやられているのかなと。

そういう意味では、先ほど学校でスクール何とかかんとかで人の配置というのがあったわけだけれども、保育所とか、児童館とか、要するに掃除したりするわけでしょう。そういう点では、作業のボリュームが増えているのではないかと思うのですが、その辺の状況は、現在今一生懸命やってもらっているのでしょうかけれども、やっぱりその点ではもう一人、2人とか、例えばコロナ対策交付金でそういうの使えるかどうかちょっと分かりませんが、やっぱり万全の体制を、今後続くわけですから、明日終わるわけではないので、必要なのではないかと思います、この辺について現場の状況と考え方聞きたいと思います。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 それでは、小中学校、児童行きますと、スクール・サポート・スタッフという、

ＳＳＳと言うのですが、鉄棒を拭いたり、トイレのところの消毒したりという専門的なスタッフを各学校に1名ずつ県費でいただいております。非常に助かっております。これからもまだこれ続けていただきたいという申出はしております。今回の文部科学省で財務省に出した要求の中には全部の学校となっています。新地町は全部の学校に来ていますが、県、国では全部の学校に行っているわけではございませんので、今の現状より倍の要求を財務省はつけると思います。ただ、それが通るかどうかちょっと分かりません。改めて新地町は続けていきたいと申し入れたいと思います。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 ただいまの質問で、保育所の今の状況ということでございますけれども、学校で専門的な方を雇われているということでありますが、学校の施設の規模とその保育所の規模というところでの違いもあると思います。確かに通常の、コロナ禍でなければなかった仕事、業務が増えるわけでありまして、今いる職員の中で適宜消毒等やっていたいただいているところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 ぜひマンパワーですから、保育所でも、学童保育でも。そういう点では、ぜひ課内で対応しながら安全な体制を取っていただければと思います。

次に、妊婦の対応を聞きます。先ほどいろいろ数字出しましたが、母子手帳交付が2年度で49人で、3年度21人ですから、十月十日で計算すると何か三十何人ぐらい今産もうとされている方がおると思います。それぞれ今相馬の産婦人科が今年の7月にもう休止しましたので、産婦人科ないのですね、この辺。ですから、南相馬とか、あるいは宮城県とか、福島とか、いわきとかということになると思うのですけれども、かなりこのコロナ禍の中で不安だと思うのです。やはり我々がただでさえ少ない子どもをやっぱり守っていくというんですか、支えるという点でも、いろんなそういった情報を常に妊婦さんなんかにお話をするとか、お話をするといってもニュースとか何か保健センターでもやっていられるとは思いますが、もし仮に陽性になっても大丈夫だと、東京でやるような自宅で産むようなことはあり得ないと、絶対100パーセントということはありませんけれども、そういった安心をやっぱり提供したいのです。そういった意味での万全のフォロー体制というのですか、やっぱり役場そこまでやってくれてありがたいみたいな情報が欲しいと思うのですけれども、妊婦さんもまだワクチン打っていない方もいらっしゃると思いますけれども、その辺の情報の提供というものをどのように考えているか、お聞かせください。

○遠藤 満議長 菅野正浩健康福祉課長。

○菅野正浩健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

妊婦の方への情報の提供ということでございますが、町では先ほど町長から答弁があったとおり、

妊婦の方につきましては妊娠後期に感染すると重症化しやすいということが、8月に厚生労働省から通知がございました。これを受けまして、厚生労働省で作成しておりますリーフレットを妊婦の方に送付をして、情報の提供を行ってきたところでございます。あわせて、先ほど申しましたとおり、個別接種の9月15日の最終申込みということで、それぞれ妊婦の方へ個別にご案内をしたところであります。

以上でございます。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 先ほどの答弁では、あの事件を受けて全国的に厚労省が、ちゃんと体制取れよということで、県でもこれ体制取りますよということになるのだらうと思うのですけれども、大丈夫ですよと、福島医大に電話すればいざというときには行けますよとか、具体的な話がないと、こういって検討していますではあれですから、やっぱり不安を持っていると思うのですよ、妊婦さんの方々。だから、確実な科学、事実と着実な情報提供というものをやっぱり丁寧に出してもらえばいいのかなと思うのです。ワクチン接種についても、強制して打ってくださいというわけにいかないけれども、こういって効果ありますよといったようなことをもう懇切丁寧にやっぱりやって、大事な子どもを守っていくみたい、新地町みんなで守るのみたい、そういった方向が私はいいのかなとちょっと思うのだが、その辺いかが。特にこういうコロナ禍ですから。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 先ほどお答えしたと思うのですが、妊婦につきましては受入れ態勢は万全にしているということで、連携して最終的にはピラミッド型福島県で築いておりますので、そこで最後は必ずやるということで確認をしておりますので、大丈夫だと思います。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 そういう情報提供をしっかりと今後ともやっていただければと思います。

次に入ります。コロナ災害の中での柔軟な教育です。最近、事件いっぱいありますね。何か考えられないような事件が出てきている。やっぱり昨年以来のいわゆるコロナで抑圧されたストレスというか、国民が抱えている表れなのかなということをちょっと思っていました。ただ、子どもたちはやっぱりそういう大人を見ている。家庭でも何でも見ている。家庭によってもコロナで仕事がなくなる家庭とか、いろんな経済的に大変になっている家庭というのが実際あるということは報告もされていますから、子ども同士もかなりストレスがたまっているのだらうと思うのです。ですから、もし先ほどいろいろ、こういったコロナが発生すればこういった形でちゃんとやりますよという話ありますけれども、そこら辺の一人ひとりの状況をやっぱりしっかりつかみながら、柔軟な教育体制でいきますよと。新地町昨年の全国一斉の休校の際も若干1週間ぐらいあれしまして、これはそれなりに評価をしたいと思いますが、やっぱりきちんと新地町としては最善の措置をやりながら、また柔軟な方向でやっぱり子どものあれを担保していくというようなことを、こういうコロナ災害

ですから、必要だと思うのです。そういった点で、教育委員会としてこういった議論をされている
かお聞かせください。

○遠藤 満議長 目黒佳子教育総務課長。

○目黒佳子教育総務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

井上議員のお話の中にもありましたとおり、昨年の一斉の臨時休業期間中には、小学校でオンラインの授業を全国に先駆けて実施をいたしました。中学校においても、オンライン授業の試行を全学年で実施しまして、そういった臨時休業に備えるなどの準備もいたしておりますので、感染状況を見ながらそういった事態が発生した際には、速やかに学びの保障をしていく上でもオンラインでの授業の準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 次の4番にも関わるわけですが、今オンラインの話出ました。前段お話ししましたが、オンラインで、いわゆるチャットでいじめ問題で自殺されたというような悲しい事件があったわけけれども、新地町ではそういったことがないようやっぱり対応していると思います。この辺についてきちっと答弁をしてほしいということと……

○遠藤 満議長 一問一答でお願いいたします。

○10番井上和文議員 答弁してください。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 それでは、今のいわゆる新地町でどんな防止策を取っているのかということだろうと思うのですが、ご心配いただいて本当ありがとうございます。他県において事故があったわけですが、これはタブレットを持ち帰って、そのタブレットで相手の子へいじめ、中傷をしたわけでございます。新地町ではそれができない仕組みになっております。タブレットは自分だけしか使えないという形で家庭ではなっておりまして、お父さん、お母さんは使えますけれども、そういうことになっています。ただし、学校では先生にも通じますし、友達も通じると、そういったシステムを取っているということでございます。

なお、議員が心配なさっている情報モラルについては県でお願いして、小学校と中学校に指定校をして、先生方に学んでいただくというようなこと、子どもにも学んでいただくと、モラルが大事だということで導入しております。それと、第6次総合計画に情報網などを広げていきますと書かれてありますので、今保護者向けにもオンラインで学校に集まっていただいて、みんな集まるとコロナの感染の危険になりますので、オンラインで各教室で学んでいただいたという実践を実行しております。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 3番、4番併せて話しますけれども、先ほど答弁というか、話の中で、文部科

学省から抗原検査簡易キットが配られるということで、新地の教育委員会でも申請しているようだけれども、大事なことはやはり子どもたちにとっても、保護者にとっても、安心を確保するという意味でそういう検査キット非常に有効だと思うのですが、当初は教職員専用を使うというのだが、どう採取をして、あるいは防護服とかそういうことがあるのかどうなのか。病院でやるのが本来だったけれども、保健室でやるのかどうなのか、保健の先生だってそこまで堪能になっているかどうか、そういった文科省がいろいろ言う割には現場は大変なのではないかと実際思うのです。この辺の状況はどうなっていますか。

○遠藤 満議長 目黒佳子教育総務課長。

○目黒佳子教育総務課長 ただいまの抗原検査簡易キットの件の質問でございますけれども、文科省では全国の大学から始まり、幼稚園、小中学校にもそのキットを配布するというので、新地町でも40セット、恐らく今月中になるかと思えますけれども、届く予定になっております。

こちらのキットの使用でございますけれども、基本的には教職員が使用することを想定されているものでございまして、それでも発熱等の風邪の症状がある場合には、基本的には出勤前であれば出勤しないで自宅で療養してもらう。あとは、出勤後に体調の変調を期した場合には速やかに帰宅して医療機関を受診するように促すことが原則となっております。その上で医療機関に直ちに受診できない場合においてはキットの使用を想定するということになっております。

また、児童生徒につきましても、教職員と同じように体調が悪ければ基本的にはお休みしていただく。あとは、登校後ですと速やかに帰宅して医療機関を受診していただくことを原則として、ただし帰宅することが困難な場合とか、あとは地域の実情により医療機関を直ちに受診できない場合等における補完的な対応として、小学校4年生以上の児童生徒が本人及び保護者の同意を得てキットを使用することは考えられますというような内容になっております。

現場としまして、実際それを、キットを、恐らく今月中に配布になるかと思えます。送付されるかと思えますけれども、使う場面が来たときにどのようにでは使ったらいいのか、それ先ほどお話あったように、防護服とか、完全防備した上で検査をしないと、万が一検査をしたときに陽性という反応が出た場合、検査した方も、職員も濃厚接触者ということになりますので、そこが今明確にルール決めがされていない、示されていないところですので、今現在それが課題となっておりますので、今後国からの方針等も示されるかと思えますので、その辺しっかり確認しながら、使う場面になればそこをルールを守ってやっていきたいと考えております。

○遠藤 満議長 お昼になりましたけれども、残り時間少ないので、続行していきたいと思えます。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 万全な体制で子どもたちのために取り組んでほしいと思えます。

最後は2分しかないので、一括でお話しします。今回、一般質問でも現状と課題というようないろんな方向通告でありましたけれども、解決課題をどうするかというものがやっぱりポイントなの

かなと思います。実は私も通告をして、どうやったらこの子どもが増えるのかな、何人かとお話をしたり、いろいろ考えておりました。やっぱり若い世代をいかにキャッチするかということだろうと思います。

それで、よくホームページの話も出ますけれども、冷静に考えてみますと、「新地町」と打たないと出ないのです。ですから、今の若い世代は、スマホとかなんとかで「少子化福島」といったら「新地町子育て」とかとばっと出るような、やっぱりそういったような方向をどうやってつくっていくか。それにはやっぱり新聞に新地町の情報が載る、子育て支援のあれが載る、あるいはいろんなマスコミに載るとかあれするとかと、いろんな情報をこちらから発信していく必要があるのだろうと思います。それが定住支援でも何でもそうですけれども、そういう方向が大事ですから、そこら辺はやっぱり大事にしてほしいというのが1点です。

そういうことの延長に、また経済的支援ということで、赤ちゃんにも税金をかける均等割をやめたらどうかと、国もやるからそういったことの一环でどうかということでもあります。最後に答弁もらって終わります。

○遠藤 満議長 答弁の時間はありませんので、36秒では。一問一答でやっているのです、2問も続けてやらないでくださいと何回も言っていると思います。でも、1回に2つも質問したのでは、答弁もできないではないですか、一問一答でやっているのだから。答弁できますか、20秒で。途中で打ち切るようになりますけれども、いいですか。では、通告があったの、これについて。今の現状の課題って聞くだけなのだと俺は思うのだけれども、何をしているの、これは。

これで10番、井上和文議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 零時05分 散 会

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和３年第５回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第４号）

令和３年９月１６日（木曜日）午前１０時開議

追加日程第１ 議案の報告上程

追加日程第２ 提案者の説明

第 １ 議案第６５号 福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

第 ２ 議案第６６号 福島復興再生特別措置法に基づく新産業創出等推進事業における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

第 ３ 議案第６７号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例について

第 ４ 議案第６８号 新地町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

第 ５ 議案第６９号 新地町手数料条例の一部を改正する条例について

追加日程第３ 議案第８４号 新地町特定環境保全公共下水道新地処理区災害復旧工事（１工区）請負契約について

追加日程第４ 議案第８５号 新地町特定環境保全公共下水道新地処理区災害復旧工事（２工区）請負契約について

追加日程第５ 議案第８６号 新地町特定環境保全公共下水道新地処理区災害復旧工事（３工区）請負契約について

追加日程第６ 議案第８７号 新地町総合公園（総合体育館・テニスコート）災害復旧工事請負契約について

第 ６ 議案第７０号 令和３年度新地町一般会計補正予算（第４号）について

第 ７ 議案第７１号 令和３年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

第 ８ 議案第７２号 令和３年度新地町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

第 ９ 議案第７３号 令和３年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

第１０ 議案第７４号 令和３年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

第１１ 議案第７５号 令和３年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

第１２ 議案第７６号 令和３年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第２号）について

第１３ 議案第７７号 令和２年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

- 第 1 4 議案第 7 8 号 令和 2 年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 5 議案第 7 9 号 令和 2 年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 6 議案第 8 0 号 令和 2 年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 7 議案第 8 1 号 令和 2 年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 8 議案第 8 2 号 令和 2 年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 9 議案第 8 3 号 令和 2 年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 0 議案第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 第 2 1 議員派遣の件について
- 第 2 2 閉会中の継続審査の申し出
- 第 2 3 閉会中の所管事務等調査の申し出

出席議員（12名）

1 番	藤 田	修 議員	2 番	寺 島	博 文 議員
3 番	齋 藤 充	明 議員	4 番	水 戸 洋	一 議員
5 番	八 巻 秀	行 議員	6 番	吉 田	博 議員
7 番	寺 島 浩	文 議員	8 番	目 黒 静	雄 議員
9 番	菊 地 正	文 議員	10 番	井 上 和	文 議員
11 番	三 宅 信	幸 議員	12 番	遠 藤	満 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 堀	武
副 町 長	岡 崎	利 光
教 育 長	佐 々 木	孝 司
総務課長兼 会計管理	泉 田	晴 平
企画振興課長	小 野	和 彦
税 務 課 長	佐 藤	茂 文
町 民 課 長	大 堀	勝 文
健康福祉課長	菅 野	正 浩
農林水産課長 兼農業委員会 事務局長	岡 田	健 一
建 設 課 長	小 野	好 生
都市計画課長	加 藤	伸 二
教育総務課長	目 黒	佳 子

職務のための議場出席者

事 務 局 長	佐 藤	武 志
書 記	菅 野	智 佳
書 記	岡 田	義 仁

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名であります。

◎日程の追加

○遠藤 満議長 次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。町長から追加議案4件の提出がありました。

お諮りします。これを日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、追加議案4件を日程に追加することに決定しました。

ここで、追加議事日程配付のため、暫時休議をいたします。

午前10時00分 休 憩

午前10時02分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開をいたします。

◎議案の報告上程

○遠藤 満議長 追加日程第1、議案の報告上程については、ただいま町長から提出された議案第84号から議案第87号までの4件を上程いたします。

◎提案者の説明

○遠藤 満議長 追加日程第2、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 本日、追加提案しました議案について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第84号 新地町特定環境保全公共下水道新地処理区災害復旧工事（1工区）請負契約につきましては、2月13日の福島県沖地震により損壊した下水道管渠等の復旧工事を行うため、9月2日に指名競争入札に付した結果、相新建設株式会社代表取締役、志賀友則が、1億2,980万円で落札しましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第85号 新地町特定環境保全公共下水道新地処理区災害復旧工事（２工区）請負契約につきましては、２月13日の福島県沖地震により損壊した下水道管渠等の復旧工事を行うため、９月２日に指名競争入札に付した結果、新和工業株式会社代表取締役、荒純一が、１億8,458万円で落札しましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第86号 新地町特定環境保全公共下水道新地処理区災害復旧工事（３工区）請負契約につきましては、２月13日の福島県沖地震により損壊した下水道管渠等の復旧工事を行うため、９月２日に指名競争入札に付した結果、株式会社千田建設代表取締役、千田喜雄が、１億6,500万円で落札しましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第87号 新地町総合公園（総合体育館・テニスコート）災害復旧工事請負契約につきましては、２月13日の福島県沖地震により損壊した総合体育館及びテニスコートの復旧工事を行うため、９月２日に指名競争入札に付した結果、株式会社小野中村代表取締役、植村賢二が、6,600万円で落札しましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、追加議案についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○遠藤 満議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前１０時０６分 休 憩

午前１０時４０分 再 開

○遠藤 満議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第６５号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第１、議案第65号 福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第65号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第2、議案第66号 福島復興再生特別措置法に基づく新産業創出等推進事業における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第66号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 福島復興再生特別措置法に基づく新産業創出等推進事業における固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第3、議案第67号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第67号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 新地町税特別措置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第4、議案第68号 新地町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第68号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 新地町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第5、議案第69号 新地町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは議論を終わります。

これから議案第69号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 新地町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 追加日程第3、議案第84号 新地町特定環境保全公共下水道新地処理区災害復旧工事（1工区）請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 これから下水道、これで全部終わるといふような説明がございました。この工事の現場見ますと、これ3本とも一気に仕事が始まると。しかも、通学路関係がいろいろあると思うのですが、通行止めとかいろんな形で出てくるのだろうけれども、これが3業者とも連携することなく、自分らのエリアで始まると思うのだが、その辺の通学路に関する安全対策というのですか、これはやっぱり意を用いて特にやらなくてはならぬ部分があるのかなと思います。この辺をちょっとお聞かせください。

さらに、工期が3月末ということですが、前の副町長で、とにかく災害は年度内に終わらせるといふこともあるので、かなりボリュームもあるので、繰越しがしないような工程管理ということも大事かと思いますが、この辺についてお聞かせください。

それで、1工区の絡みで見ますと、私ら議会で現場ちょっと見させていただきました。タコ焼き屋のところの高校の、学校の下のところのあの深いマンホールパイプのところ見たのですが、枝管がぐにゃぐにゃになっていると、水が出てこないという話がありました。この工事用の赤線見ますと本管だけやるという感じで、枝管関係はそのままにしてやっていくみたいなイメージなのか。枝管までやり始めると結構大変だということで、取りあえず本管だけやれば当面いけるのかどうか、その辺の見極めというか、この辺の状態をお聞かせください。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまのご質問のまず1点目の通学路関係の工事の件でございますが、まだ業者と実際の施工計画の打合せはしておりません。ですので、3社とも同じような、児童の安全確保並びに車両、そういったものの安全確保を図るべく、協議進めてまいりたいと考えていると

ころでございます。

次に、2点目の工期の件でございますが、今副町長の話がございましたが、我々もそのように、年度内に完了させるというような考えでありますので、こちらはまだ施工計画が上がってきておりませんが、それを踏まえながら協議してまいりたいと考えてございます。

3点目の本管と枝管という話でございますが、今回の公共下水道につきましては本管、枝管の区別はしておりません。ですので、末端の管径15センチ、そちらまでの枝管という言い方はしていませんけれども、我々は本管という言い方していますが、そちらも工事の対象となっているところでございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 ボリュームがボリュームだけに、町全体が大規模な3箇所なってくるのだろーと思いますので、充分な協議の上、やってほしいと思いますし、工期の問題はやっぱりいろんな設計変更があるならいざ知らず、やっぱりこういう形でやると。今答弁があったように、枝管なんかも含めて考えているような話もありますから、しっかり業者と対応して、万全の対応をしていただきたいなと思います。

終わります。

○遠藤 満議長 そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第84号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号 新地町特定環境保全公共下水道新地処理区災害復旧工事（1工区）請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 追加日程第4、議案第85号 新地町特定環境保全公共下水道新地処理区災害復旧工事（2工区）請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第85号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号 新地町特定環境保全公共下水道新地処理区災害復旧工事（2工区）請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 追加日程第5、議案第86号 新地町特定環境保全公共下水道新地処理区災害復旧工事（3工区）請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第86号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号 新地町特定環境保全公共下水道新地処理区災害復旧工事（3工区）請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 追加日程第6、議案第87号 新地町総合公園（総合体育館・テニスコート）災害復旧工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 新地町総合公園の総合体育館、テニスコートの災害復旧工事請負契約について質問したいと思います。

まず現在、総合体育館については、トレーニング室と会議室は使えるということで管理人も置いておるわけですが、ここは避難所ということで防災の拠点にもなっていると。工事が9月7日から12月17日までの期間と、こうなっておりますので、その間の台風とか、大雨とか、昨日も本当にゲリラ雨がありましたけれども、そういった場合の避難所としての役割というものはどうしていくのかと。もし違う場所を設定するのであれば、今度はここが避難所だといった広報もぜひする必要があるのではないのかと思います。まず1点目、そのことについてお願いします。

あとさらに、テニスコートと総合体育館と一緒にやるわけですが、できればテニスコートの工事を早めてやっていただければ、テニスコートは早く使えるということになっていくのではないかなと思います。この入札には出てきませんが、野球場、陸上競技場なんかについても早く使えるように、使えるところから利用者に使わせていくというようなことを考えていないかどうか、その辺についても質問したいと思います。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 では、まず1点目の災害時の避難所としてどうなのかということでありますけれども、ご存じのとおり、総合体育館、指定の避難所としております。ただ、今回こういうことで復旧工事が入るということになります。工事の内容とかにもよりますけれども、万が一の災害時にはほかの避難所も確保をしておりますし、場合によっては各地区の集会所とか、そういうところも区長さん等に依頼をしておりますので、災害の種類と規模にもよりますけれども、ただ総合体育館におきましても、工事の内容によっては会議室、こちらでも使えるようであれば当然こちらで確保して、活用したいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 避難所につきましては、もう既に新学期といいますか、年度初めからもう共通理解を持っておりまして、避難所である体育館が壊れた段階で共通理解を持っていました。それで、各学校の特別教室などを全て開放いたします。その中でやるということで、学校関係では共通理解を持っているということをお知らせしておきます。

以上です。

○遠藤 満議長 目黒佳子教育総務課長。

○目黒佳子教育総務課長 工事の進め方、工期等のご質問でございましたけれども、工期につきましては、令和4年の3月18日となっておりますが、まずテニスコートにつきましては大体2か月程度でできるものと考えておりますので、こちらは優先的といいますか、早めに工事を進めて、一日も早い再オープンを目指したいと考えております。また、野球場等についても、同じような考えで工

事を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 そうしますと、避難所としては、総合体育館についてはもう考えないというような総務課の考えなののでしょうか。そして、各学校に避難所として活用していくという考えなのかどうか。特に駒ヶ嶺地区については、令和元年の台風の大雨のときもやっぱり総合体育館を目指してみんな避難したのです。駒小に避難するという発想はなかったのですね、やっぱり。そういったことを考えると、この避難する場所というのはある程度決めていく、行政としてここだと決めてもらわないと、やっぱり立田川の氾濫を考えたときには駒小でいいのかなという不安もありますので、その辺もどうなのか、総合体育館は使えないのか。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 あくまで町の総務課からの指示があってやるわけですが、学校関係では駒ヶ嶺も2階に特別教室がありますので、そういった面では充分できるだろうと。今まで学校の中に水が上がったということはありません。ただ、台風の状況にもよりますが、災害対策本部から命令受けたとおりきちんと行います。学校関係は了承していますよということだけお知らせしておきます。

○遠藤 満議長 泉田晴平総務課長。

○泉田晴平総務課長兼会計管理者 今回、総合体育館でありますけれども、全然使わないということではなくて、工事の状況によりますが、会議室は充分に活用できると思っております。ただ、玄関の一部照明器具の交換の工事が入るということもありますので、そこをちゃんと安全の確保ができた上で会議室等が確保できれば、活用できればと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、齋藤充明議員。

○3番齋藤充明議員 ぜひ災害に備えて、町民が安心して避難できるような体制づくりと、そして工事の早めの終わりということで、町民が総合体育館楽しみにしているものですから、ぜひその辺の工事の進捗状況を早めてこの日程どおりやっていただきたいと、その辺の管理をしっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第87号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号 新地町総合公園（総合体育館・テニスコート）災害復旧工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第6、議案第70号 令和３年度新地町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第70号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 令和３年度新地町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第7、議案第71号 令和３年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第71号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号 令和３年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第７２号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第８、議案第72号 令和３年度新地町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第72号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号 令和３年度新地町介護保険特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第７３号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第９、議案第73号 令和３年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第73号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 令和3年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第10、議案第74号 令和3年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第74号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号 令和3年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第11、議案第75号 令和3年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第75号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 令和 3 年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 6 号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第12、議案第76号 令和 3 年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第76号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号 令和 3 年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

午前 1 1 時 0 3 分 休 憩

午前 1 1 時 1 5 分 再 開

○遠藤 満議長 再開します。

◎議案第 7 7 号～議案第 8 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第13、議案第77号 令和 2 年度新地町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第19、議案第83号 令和 2 年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの令和 2 年度決算認定 7 件について一括議題とします。

議案第77号から議案第83号までの令和 2 年度決算認定 7 件について、決算審査特別委員会委員長に報告を求めます。

三宅信幸決算審査特別委員会委員長。

〔三宅信幸決算審査特別委員会委員長登壇〕

○三宅信幸決算審査特別委員会委員長　ご報告申し上げます。

令和 3 年 9 月16日

新地町議会議長　遠　藤　　満　様

決算審査特別委員会委員長　三　宅　信　幸

令和 2 年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査報告書

議案第77号　令和 2 年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第78号　令和 2 年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第79号　令和 2 年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第80号　令和 2 年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第81号　令和 2 年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第82号　令和 2 年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第83号　令和 2 年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

本特別委員会に付託された上記の議案は、審査した結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

□ 審査意見

1. 令和 2 年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

○歳入について

歳入決算額は93億1,382万円で、新型コロナウイルス感染症対応等で前年度比 9 億9,574万円の増となっている。

町税は、固定資産税の増加などにより、前年度比684万円の増となった。引き続き、課税客体の把握と財源の確保に努められたい。

○歳出について

令和 2 年度の歳出決算額は86億4,940万円で、前年度より 8 億2,257万円の増となった。繰越明許費を含む繰越額は 6 億6,444万円となった。主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策事業費に 9 億3,957万円、元金償還金が増加したことによる公債費が 4 億4,313万円になったことである。効率的で迅速な事業執行に努力されたい。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策はより一層万全な対応を図られたい。

(2) 職員の健康管理と適正な人的配置に努められたい。

(3) 新地駅周辺事業の課題解決に全力を注がれたい。

(4) 子育て支援の充実と共に、福祉施策の展開に万全を期されたい。

(5) 農林水産業の再生と振興を図るため、関係団体と密に連携し、新規就農者の確保や有害鳥獣被害対策等に万全を期されたい。

(6) 不登校などの教育課題解決のため、人事配置の充実や教育施設整備を計画的に進められたい。

2. 令和2年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

・町民の健康づくりに努め、医療費の抑制を図られたい。

3. 令和2年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

・介護予防事業をより一層進め、介護保険料の軽減を図られたい。

4. 令和2年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

・特に意見を付する事項がない。

5. 令和2年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

・加入促進と、施設の効率的な維持管理に努められたい。

6. 令和2年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

・施設の効率的な維持管理に努められたい。

7. 令和2年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

・適切な管理に努められたい。

以上です。

○遠藤 満議長 決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第77号から議案第83号までの7件を一括採決いたします。

お諮りします。議案第77号から議案第83号までの決算認定7件に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、認定すべきとするものであります。委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号 令和2年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第78号 令和2年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号 令和2年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第80号 令和2年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第81号 令和2年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第82号 令和2年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第83号 令和2年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いての以上 7 件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議発第 3 号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第20、議発第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に説明を求めます。

6 番、吉田博議員。

〔6 番 吉田 博議員登壇〕

○6 番吉田 博議員

議発第 3 号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 3 年 9 月16日提出

新地町議会議員 遠 藤 満 様

提出者	新地町議会議員 吉 田 博
賛成者	新地町議会議員 八 巻 秀 行
〃	新地町議会議員 三 宅 信 幸
〃	新地町議会議員 寺 島 浩 文
〃	新地町議会議員 水 戸 洋 一

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大は、変異株の猛威も加わり、甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、今後の地方財政は、巨額の財源不足が避けられない状況になると予想されることから、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を求めるため意見書を提出するものである。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和 4 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣宛て。

福島県相馬郡新地町議会議員、遠藤満。

以上でございます。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから議発第3号の提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議発第3号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議発第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件について

○遠藤 満議長 日程第21、議員派遣の件についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり 2 件の議員派遣があります。

お諮りいたします。配付日程のとおり、議員派遣を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、10月20日開催の福島県町村議会議員研修会及び11月12日開催の相馬地方市町村議会議員・幹部職員合同研修会に議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査の申し出

○遠藤 満議長 日程第22、閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

産業厚生常任委員会委員長から、令和 3 年陳情第 4 号 小川田中地区内の農地について及び令和 3 年陳情第 6 号 手話言語条例に関する陳情書については、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。産業厚生常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和 3 年陳情第 4 号 小川田中地区内の農地について及び令和 3 年陳情第 6 号 手話言語条例に関する陳情書については、産業厚生常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会中の所管事務等調査の申し出

○遠藤 満議長 日程第23、閉会中の所管事務等調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長の挨拶

○遠藤 満議長 以上で、提案されました議案の全てが終了しました。

令和３年９月定例会

ここで町長に挨拶を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 令和３年第５回新地町議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとお忙しい中、本定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。慎重にご審議の上、追加議案４件を含む上程いたしました２５件の議案の御議決をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

今後ますます何かとご多忙の日々が続くことと思いますが、収束の気配が得られない新型コロナウイルス感染症に注意されながら、ご健康にご留意され、議員活動にご精励いただきますよう心からお願い申し上げまして、定例会閉会に当たってのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。９月３日から本日までの１４日間にわたり、慎重にご審議をいただき、全議案を議決し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

皆様には健康に充分留意され、今後ますますご活躍されますことをご祈念いたしまして、閉会に当たっての御礼のご挨拶といたします。

以上で令和３年第５回新地町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前１１時３７分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

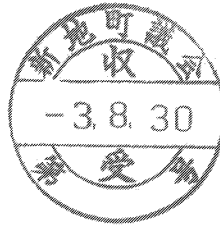
令和 3 年 月 日

議 長 遠 藤 満

署 名 議 員 齋 藤 充 明

署 名 議 員 水 戸 洋 一

参 考 資 料



令和3年8月30日

新地町議会議長 遠藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 水戸 洋 一



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

- 7月 8日 ○地震被害施設の現地視察及び復旧計画について
- 8月11日 ○イベント開催時の避難行動計画のあり方について

2 調査経過

町長、副町長、総務課長、教育総務課長及び関係職員の出席を求め、調査事項の資料提出及び説明を受け、審査、現地調査を行った。

3 調査結果

○地震被害施設の現地視察及び復旧計画について

◎福島県沖地震の概要について

令和3年2月13日23時8分頃、福島県沖にてマグニチュード7.3、最大震度6強の地震が発生し、当町に大きな損害をもたらした。

●地震被害現地調査対象施設について

・図書館

破損箇所：二階窓ガラス、入口ドア破損他4件

工期予定：令和3年6月1日～10月29日

- ・ 福田小学校
破損箇所：校舎玄関クラック他 9 件
工期予定：令和 3 年 7 月下旬～令和 4 年 1 月下旬
- ・ 新地小学校
破損箇所：観海ホール天井破損他 1 1 件
工期予定：校舎⇒令和 3 年 7 月下旬～令和 4 年 1 月末
 体育館⇒令和 3 年 9 月～令和 4 年 2 月末
- ・ 駒ヶ嶺小学校
破損箇所：校舎東外構沈下他 2 件
工期予定：令和 3 年 7 月下旬～令和 4 年 1 月末
- ・ 尚英中学校
破損箇所：給食室ボイラー破損他 1 1 件
工期予定：令和 3 年 7 月～令和 4 年 1 月末
- ・ 新地町総合体育館
破損箇所：アリーナ天井材落下破損他 1 2 件
工期予定：令和 3 年 7 月下旬～令和 4 年 3 月末
- ・ 町民野球場
破損箇所：スタンド外周アスファルト舗装クラック他 5 件
工期予定：令和 3 年 7 月下旬～令和 3 年 1 1 月末
- ・ テニスコート
破損箇所：テニスコート内人工芝たわみ及び下地アスファルトクラック
工期予定：令和 3 年 7 月下旬～1 0 月末
- ・ 農村環境改善センター
破損箇所：敷地東側擁壁破損他 6 件
工期予定：令和 3 年 9 月末～令和 4 年 3 月末
- ・ 駒ヶ嶺公民館
破損箇所：敷地西側給水管周辺破損他 2 件
工期予定：令和 3 年 7 月下旬～1 0 月末
- ・ 勤労青少年ホーム
破損箇所：入口アスファルト舗装陥没他 5 件
工期予定：令和 3 年 7 月下旬～1 0 月末

- ・町民柔剣道場

破損箇所：玄関先樋破損 5 件

工期予定：令和 3 年 7 月下旬～10 月末

- ・新地町勤労者体育センター

破損箇所：プール内クラック他 4 件

工期予定：令和 3 年 9 月～令和 4 年 1 月末

・町内学校施設について、国の災害査定基準は現地において災害復旧査定を行った結果に基づいて金額の決定がされることになっており、その時期が 10 月の予定との事から、1 日でも早く安全な環境整備を行うべく、国に対して事前着工の手続きを行い、夏休み中に工事着工を目指していること。

・公民館、総合体育館においても事前着工の申請手続中であるが、早期完成を図るため 6 月議会で 1 億 1 千 8 百万円を計上したこと。

・図書館及び農村環境改善センターについては、補助金が無いとの事でしたが、図書館・改善センターは同一建物として、コロナワクチン接種会場としての認定により災害補助の対象になったこと。

・震災復旧の補助金については、原形復旧が基本であるが、費用対効果、施設の延命化を図るためには単費投入を含めた審査も考慮すること。

○イベント開催時の避難行動計画のあり方について

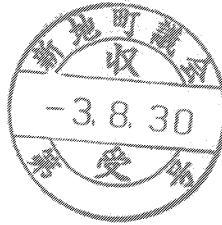
・町が所有する施設においてイベントを開催する場合、有事に対して観客を安全に避難誘導行うための計画書の提出を求めているが、施設管理が複数の担当課に分かれており、使用許可証申請時に避難計画の有無について確認するような形をとっていること。

・管理する施設が複数の担当課に分かれていることで、避難行動計画が統一されておらず、担当課によってまちまちな指導となることが考えられることと、主催者又は担当者が必ずしも防火管理の有資格者ではないことから、全庁的に安心・安全なイベントの管理をして行くために、今後、総務課でも関わりを持つことを考えていきたいこと。

・防災緑地公園のある沿岸部には、海水浴場やオートキャンプ場、パンプトラック場など日常的に人が集まる場所であるため、総合案内や、防災サインなど整備しているが、その他、施設管理者が定期的な防災広報も必要であること。

- ・民間イベント開催時の避難体制は、主催者側が主体となって実施することが基本であるが、通常は施設の防火管理者が主体となって定期的に指定管理委託業者を含めた避難訓練の実施が必要であり、今後も継続して実施すること。
- ・今般の地震被害で指定避難所が使用できないところがあり、町は、代替避難所として、地区の公会堂や学校の特別教室、ホテル等、その時々で安全であると想定してあるところを準備しており、この施設をあらかじめ今の段階で周知した方が良いのかどうか検討中である。

また、避難情報発令時には、防災無線で繰り返し丁寧な周知をしていくこと。



令和3年8月30日

新地町議会議長 遠藤 満 様

産業厚生常任委員会委員長 八 巻 秀 行



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

7月20日 ○防災集団移転元地の状況と河川復旧工事の進捗及び課題について

8月20日 ○公営住宅、下水道震災被害状況と課題について

2 調査経過

町長、副町長、建設課長、都市計画課長及び関係職員並びに相双建設事務所企画管理部長の出席を求め、各調査事項の資料提出及び説明を受け、審査、現地調査を行った。

3 調査結果

○防災集団移転元地の状況と河川復旧工事の進捗及び課題について

河川災害復旧工事の状況について、県管理の三滝川福田字若松、立田川駒ヶ嶺字山神の2ヵ所について説明を受け、河川については全体で20ヵ所うち5ヵ所施工中、砂防は全体で3ヵ所うち施工中2ヵ所となっており、早い復旧工事に努力を要望した。

又、防災集団移転元地の契約状況は磯山地区から今泉地区まで、8地区428, 094㎡98, 3%、未契約は保有意思8件、相続問題2件で7, 237㎡1, 7%となっている。防災集団移転元地の貸借を早期に行い、これ迄行ってきたサイジング調査を活用して欲しい。また、現地は、かなりの高低差があるため建設残土の盛り土を大切にして更に利用価値の高い用地にされたい。

○公営住宅、下水道震災被害状況と課題について

令和3年2月13日の震災の被害状況は、公営住宅については301戸中214戸で被害が確認され、愛宕町営住宅では法面と擁壁の破損も各1箇所確認された。公営住宅被害の概要は、ほとんどがクロスクラックや瓦の破損である。法面と擁壁は大きなクラックが入っており、危険度が高く、2世帯が引っ越しを余儀なくされた。

下水道の被害状況は管渠の損傷がひどく、被害延長は4,389mに及ぶ。被害の概要としては管渠のたるみ、ずれ、変形が確認されている。

復旧事業の課題としては、発災から災害査定を受けるまでの調査や設計図書作成に時間がかかり、工事発注まで半年以上かかっている。災害復旧を早めるためには、災害査定を早く受けられるように、技術職員を増員し、災害時の現地調査・設計図書作成までのマニュアルを、しっかり構築しておく必要がある。また国の災害査定を待たずに、被災直後から応急災害復旧工事を実施できる復旧工事については、どこを最優先に応急工事を行うかなどのマニュアルも整備されたい。

令和 3 年 9 月 1 6 日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

決算審査特別委員会委員長 三 宅 信 幸



令和 2 年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査報告書

- 議案第 7 7 号 令和 2 年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 8 号 令和 2 年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 9 号 令和 2 年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 8 0 号 令和 2 年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 8 1 号 令和 2 年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 8 2 号 令和 2 年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 8 3 号 令和 2 年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

本特別委員会に付託された上記の議案は、審査した結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記

□ 審査意見

1. 令和 2 年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

○歳入について

歳入決算額は 9 3 億 1, 3 8 2 万円で、新型コロナウイルス感染症対応等で前年度比 9 億 9, 5 7 4 万円の増となっている。

町税は、固定資産税の増加などにより、前年度比 6 8 4 万円の増となった。引き続き、課税客体の把握と財源の確保に努められたい。

○歳出について

令和2年度の歳出決算額は8億4,940万円で、前年度より8億2,257万円の増となった。繰越明許費を含む繰越額は6億6,444万円となった。主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策事業費に9億3,957万円、元金償還金が増加したことによる公債費が4億4,313万円になったことである。効率的で迅速な事業執行に努力されたい。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策はより一層万全な対応を図られたい。
 - (2) 職員の健康管理と適正な人的配置に努められたい。
 - (3) 新地駅周辺事業の課題解決に全力を注がれたい。
 - (4) 子育て支援の充実と共に、福祉施策の展開に万全を期されたい。
 - (5) 農林水産業の再生と振興を図るため、関係団体と密に連携し、新規就農者の確保や有害鳥獣被害対策等に万全を期されたい。
 - (6) 不登校などの教育課題解決のため、人事配置の充実や教育施設整備を計画的に進められたい。
2. 令和2年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ・町民の健康づくりに努め、医療費の抑制を図られたい。
 3. 令和2年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ・介護予防事業をより一層進め、介護保険料の軽減を図られたい。
 4. 令和2年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - ・特に意見を付する事項がない。
 5. 令和2年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ・加入促進と、施設の効率的な維持管理に努められたい。
 6. 令和2年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ・施設の効率的な維持管理に努められたい。
 7. 令和2年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ・適切な管理に努められたい。

議発第3号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の
提出について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和3年9月16日提出

新地町議会議長 遠 藤 満 様

提出者 新地町議会議員 吉 田 博

賛成者 新地町議会議員 八 巻 秀 行

〃 新地町議会議員 三 宅 信 幸

〃 新地町議会議員 寺 島 浩 文

〃 新地町議会議員 水 戸 洋 一

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大は、変異株の猛威も加わり、甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、今後の地方財政は、巨額の財源不足が避けられない状況になると予想されることから、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を求めるため意見書を提出するものである。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和４年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和４年度以降３年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針２０２１」において、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和３年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとすること。
- 4 令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年９月１６日

《提出先》

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

財務大臣

あて

総務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

経済再生担当大臣

福島県相馬郡新地町議会議長 遠 藤 満